

第二期三重県再犯防止推進計画

最終案

令和7(2025)年3月

三 重 県

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨	1
(1)改定の経緯	1
(2)第一期計画に基づく取組の検証	1
(3)国の第二次再犯防止推進計画の概要	2
2 計画の基本理念	4
3 計画の重点課題と取組方向	4
4 計画の期間	5
第2章 三重県の再犯防止を取り巻く現状	7
1 矯正施設における入所者等の状況	7
2 就労・住居に関する状況	7
(1)保護観察終了時に無職である者の数および割合	7
(2)刑務所出所者等総合的就労支援対策による就職者数	8
(3)協力雇用主数の状況	8
(4)入所受刑者の就労状況	9
(5)刑務所出所時に帰住先がない者の数	9
(6)一時的に居場所を確保した者の数	10
3 三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数(犯行時年齢層別)	10
(1)三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数(犯行時年齢層別)	10
(2)三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が65歳以上の者の数および割合	11
(3)三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が14歳以上20歳未満の者および割合	11
4 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数(全国)	12
5 「三重県地域生活定着支援センター」の支援状況(コーディネート業務)	13
6 県内の薬物事犯者の検挙者数と再犯者数および割合	14
7 県内保護司数および保護司充足率	14
第3章 施策の展開	15
1 就労・住居の確保	15
(1)就労の確保	15
(2)住居の確保	19
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	22
(1)高齢者または障がい者等への支援等	22
(2)薬物依存を抱える者への支援等	24
3 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施	28
(1)児童・生徒等の非行の未然防止	29
(2)児童・生徒等の立ち直り支援	31
(3)学校や地域社会において再び学ぶための支援	32

4	犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施.....	34
	(1)犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等.....	35
	(2)犯罪に至った者等の家族等に対する支援.....	38
5	犯罪被害者等の心情等を理解するための取組.....	41
6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進.....	42
	(1)民間協力者の活動の促進.....	43
	(2)広報・啓発活動の推進.....	44
7	国・市町・民間協力者等との連携強化.....	45
	(1)連携強化のための取組.....	45
	(2)市町における再犯防止の取組推進.....	46
第4章	評価指標と計画の推進体制.....	47
1	評価指標.....	47
2	推進体制.....	47
【資料編】	48
	◎再犯防止関係機関の組織概要(P49～86)	
	◎用語集(P87～94)	
	◎再犯の防止等の推進に関する法律 概要(P95～96)	
	◎(国)第二次再犯防止推進計画(P97)	

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

(1)改定の経緯

再犯の防止等に関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」という。)が平成28(2016)年12月に施行され、翌29(2017)年12月には国の再犯防止推進計画が策定されました。

再犯防止推進法では、地方公共団体に対して、国の再犯防止推進計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」を定めるよう、努力義務が課されており、県においても令和2(2020)年3月に「三重県再犯防止推進計画」(計画年度：令和2(2020)年度から令和6(2024)年度まで)(以下、「第一期計画」という。)を策定しました。

令和6(2024)年度をもって計画期間が満了することから、第一期計画の取組等を継承しつつ、令和5(2023)年3月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画の内容や第一期計画の成果や課題等をふまえて第二期三重県再犯防止推進計画を策定します。

(2)第一期計画に基づく取組の検証

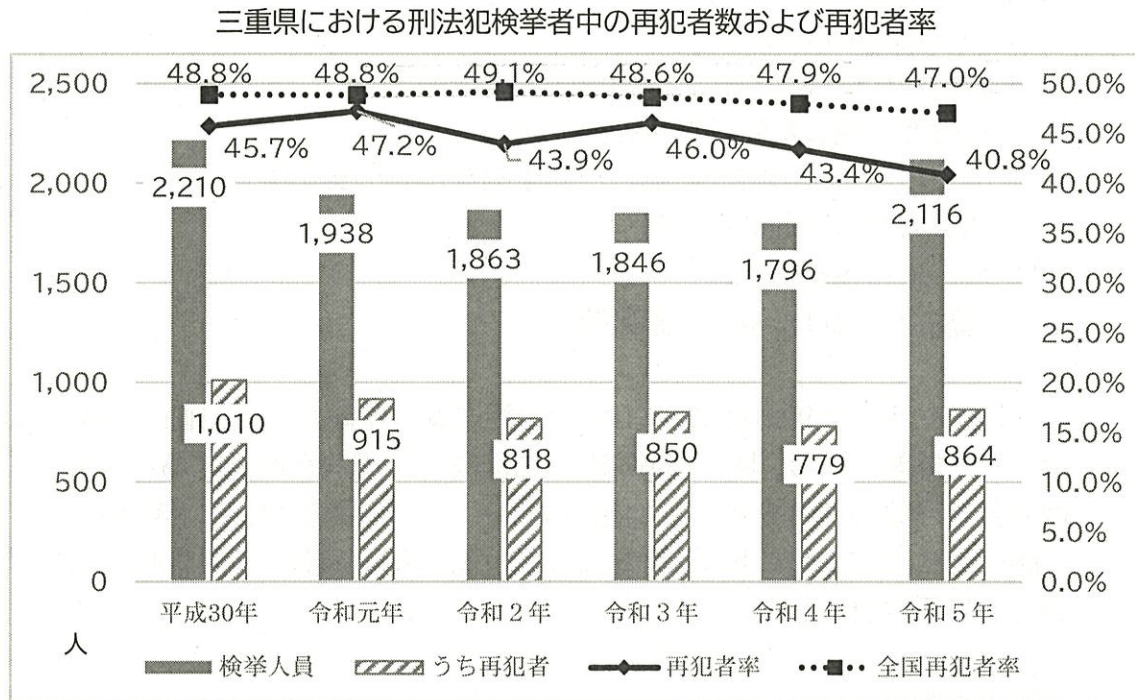
第一期計画では、「就労・住居の確保等」「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」「学校等と連携した修学支援の実施等」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等および犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」の5つの項目を重点課題として位置づけ、自立相談支援機関等における就労支援、高齢や障がいのある矯正施設出所者等に対する福祉サービスの利用支援等各種施策に取り組んできました。

第一期計画の目標値は、令和6(2024)年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数を平成30(2018)年の1,010人と比較して20%減少(808人)することとしています。

令和5(2023)年の再犯者数は864人となり、再犯者率は40.8%であり、平成30(2018)年の45.7%と比較して4.9ポイント減少している状況です。

第一期計画の目標は達成できておらず、三重県の再犯者率は減少傾向にあるものの、4割を上回っていることから、安全・安心な社会を実現するため、引き続き再犯防止の取組を推進していく必要があります。

また、支援に携わる関係機関等からは、一人ひとりが抱える課題は異なり、複雑化・複合化していることが指摘されており、包括的な支援体制の整備や犯罪に至った者等一人ひとりに寄り添った息の長い支援が求められています。



(出典:三重県警察本部、法務省提供のデータに基づき作成)

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科または前歴を有する者をいう。

(3)国の第二次再犯防止推進計画の概要

国が令和5(2023)年3月に定めた第二次再犯防止推進計画では、第一次再犯防止推進計画で設定された5つの基本方針を踏襲し、以下に掲げる7つの事項が重点課題として設定されました。

〔国計画における5つの基本方針の概要〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導および支援を実施
- ③ 身体的・精神的苦痛、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性をふまえて実施

④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等をふまえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施

⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

〔7つの重点課題〕

① 就労・住居の確保等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

③ 学校等と連携した修学支援の実施等

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

⑤ 民間協力者の活動の促進等

⑥ 地域による包摂の推進

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

「地域による包摂の推進」には、国の第二次再犯防止推進計画から新たに設けられた課題であり、国・都道府県・市区町村の役割を明記することで、国と地方公共団体の連携をさらに強化していくことを目的としています。

国の第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村の役割が次のとおり示されました。

【国の役割】

刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題をふまえた必要な指導・支援を実施する。また、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進し、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

【都道府県の役割】

広域自治体として、域内の市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築、および、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

【市区町村の役割】

地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪に至った者等が地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

2 計画の基本理念

第一期計画では、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、「息の長い」社会復帰支援に取り組むことで再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していくことをめざしてきました。こうした理念は継承しつつ、犯罪や非行に至った者と地域社会とのつながりが途切れることのない伴走する支援をより一層推進するため、基本理念を「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」と変更します。

なお、この計画の対象者は第一期計画と同様、再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等とし、刑務所等の矯正施設出所者のほか、微罪処分者、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者、刑の執行猶予者、非行少年または非行少年であった者等を含むものとします。

対象者の表記については、犯罪に至った取り巻く環境や課題などに着目し、「犯罪に至った者等」とします。

3 計画の重点課題と取組方向

第二期計画では、第一期計画の重点課題を継承しつつ、第一期計画に基づく取組の検証、再犯防止推進法、国の第二次再犯防止推進計画や「2計画の基本理念」をふまえ、重点課題とそれぞれの取組方向を次のとおり位置づけるものとします。

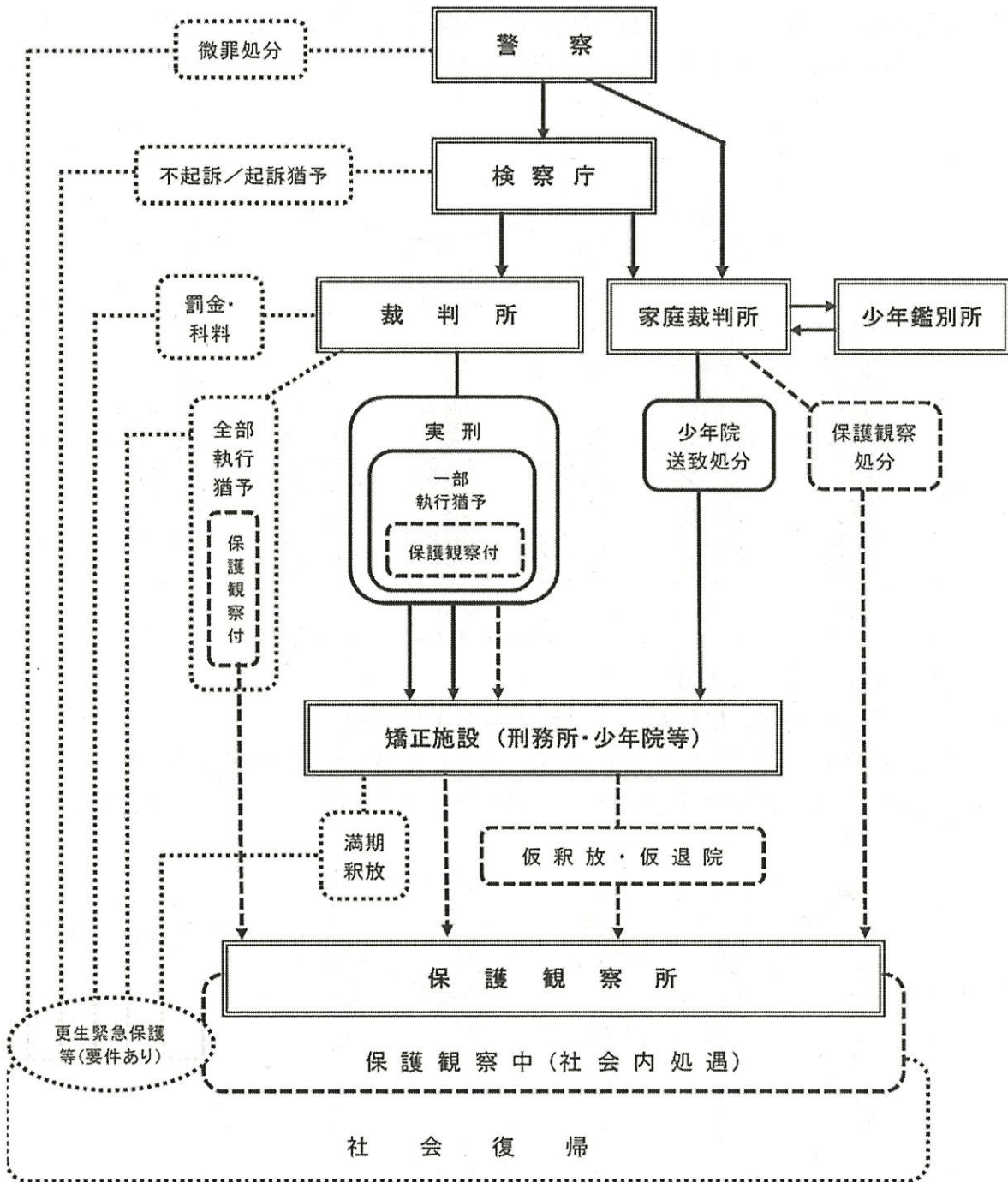
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 就労・住居の確保<ol style="list-style-type: none">(1) 就労の確保(2) 住居の確保2 保健医療・福祉サービスの利用の促進<ol style="list-style-type: none">(1) 高齢者または障がい者等への支援等(2) 薬物依存を抱える者への支援3 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 児童・生徒等の非行の未然防止(2) 児童・生徒等の立ち直り支援(3) 学校や地域社会において再び学ぶための支援4 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等(2) 犯罪に至った者等の家族等に対する支援5 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
犯罪被害者等の心情等を理解するための取組6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進<ol style="list-style-type: none">(1) 民間協力者の活動の促進 |
|--|

- (2) 広報・啓発活動の推進
- 7 国・市町・民間協力者等との連携強化
 - (1) 連携強化のための取組
 - (2) 市町における再犯防止の取組推進

4 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。ただし、再犯防止推進法の改正や国の再犯防止推進計画の策定、各施策・取組の進捗状況やその他社会情勢の変化等から、計画の期間中であっても、必要に応じた見直しを行うものとしてします。

〔刑事司法手続等の流れ(少年保護手続等を含む)〔略図〕〕



- - - - - 保護観察への流れ
 社会復帰への流れ

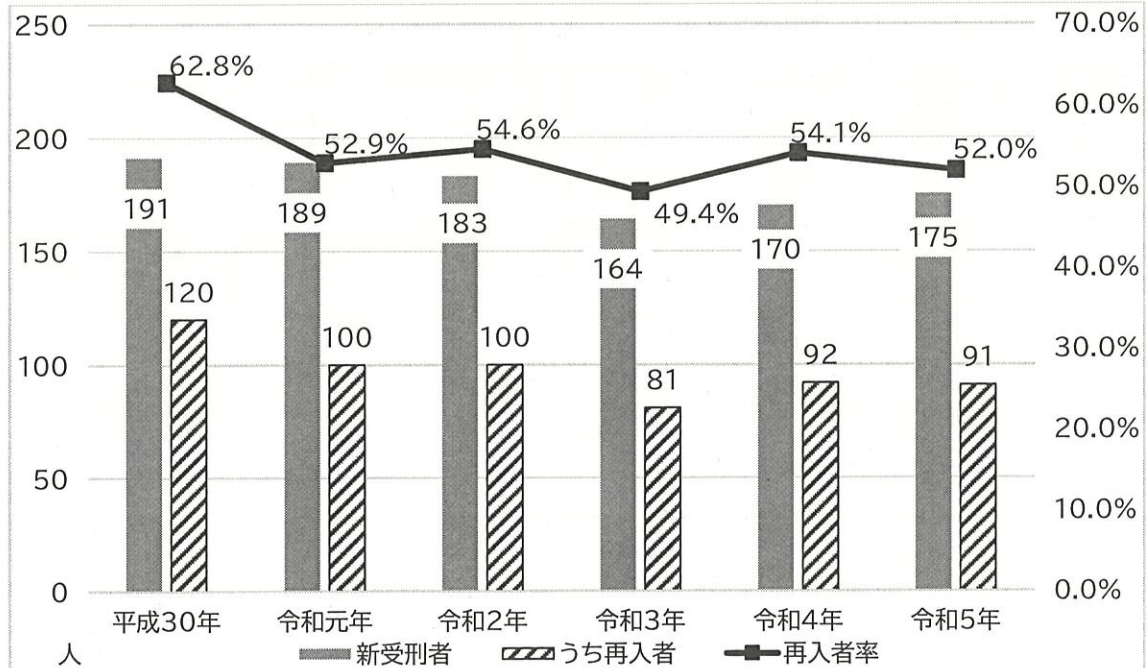
第2章 三重県の再犯防止を取り巻く現状

1 矯正施設における入所者等の状況

新受刑者中の再入者または刑の執行猶予歴のある者の数および割合

〔受刑に係る犯行時の居住地が三重県である者〕

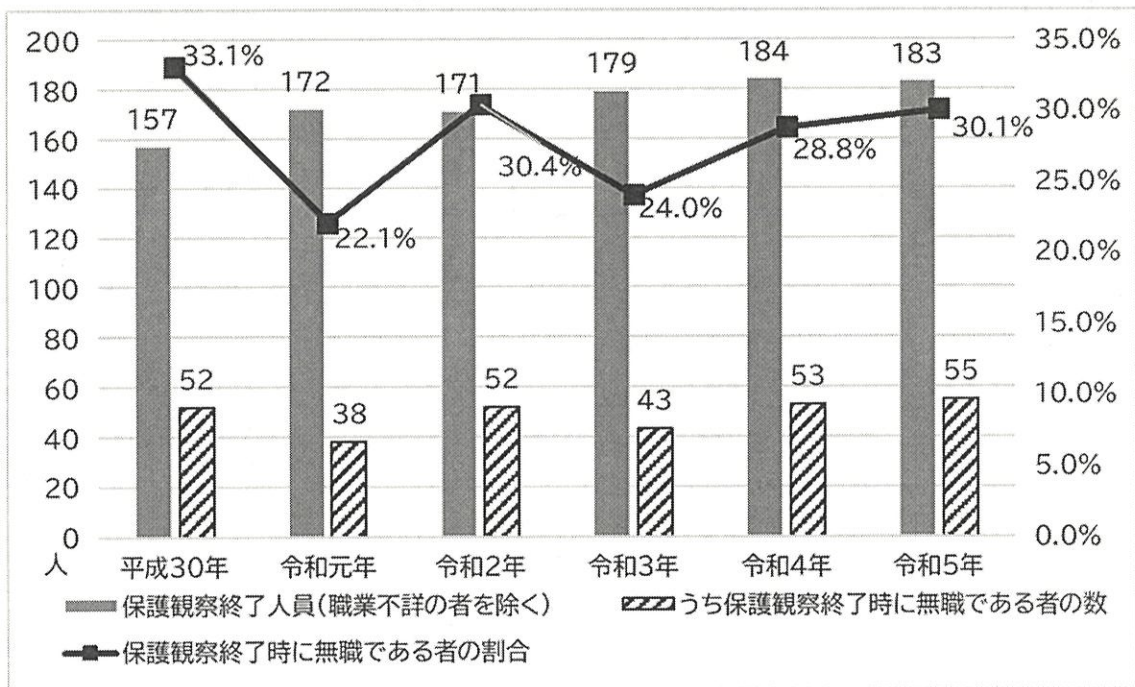
(出典)法務省提供データ



2 就労・住居に関する状況

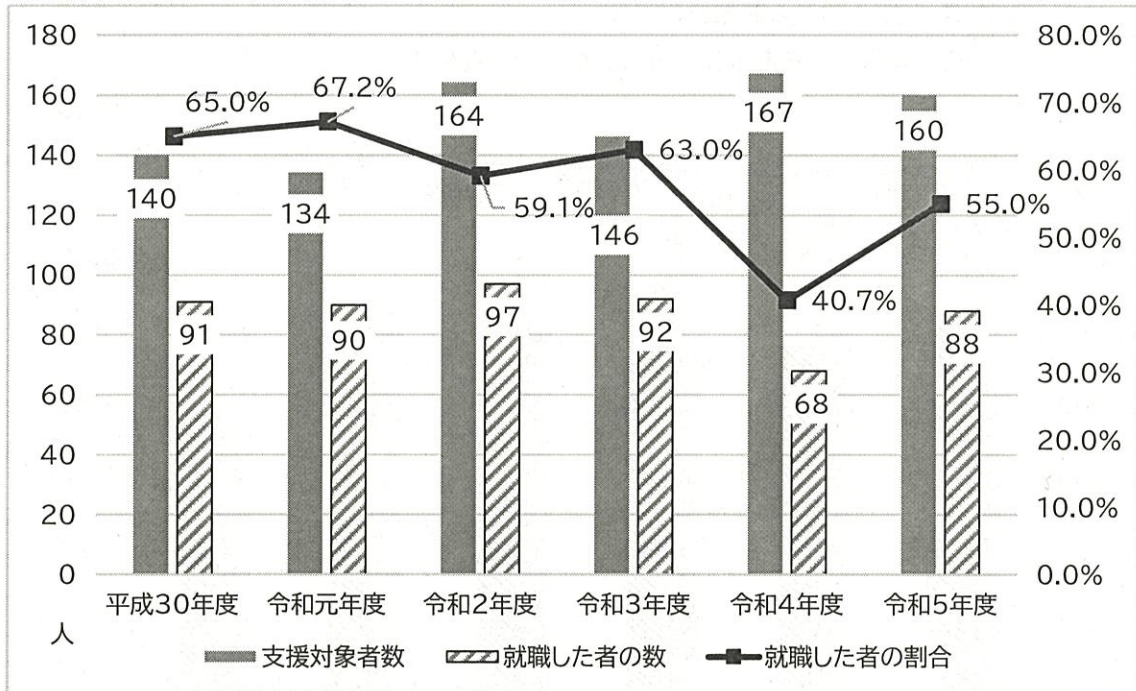
(1) 保護観察終了時に無職である者の数および割合

津保護観察所において保護観察を終了した者(仮釈放者および保護観察付全部執行猶予者)のうち無職である者の数および割合 (出典)法務省提供データ



(2) 刑務所出所者等総合的就労支援対策による就職者数

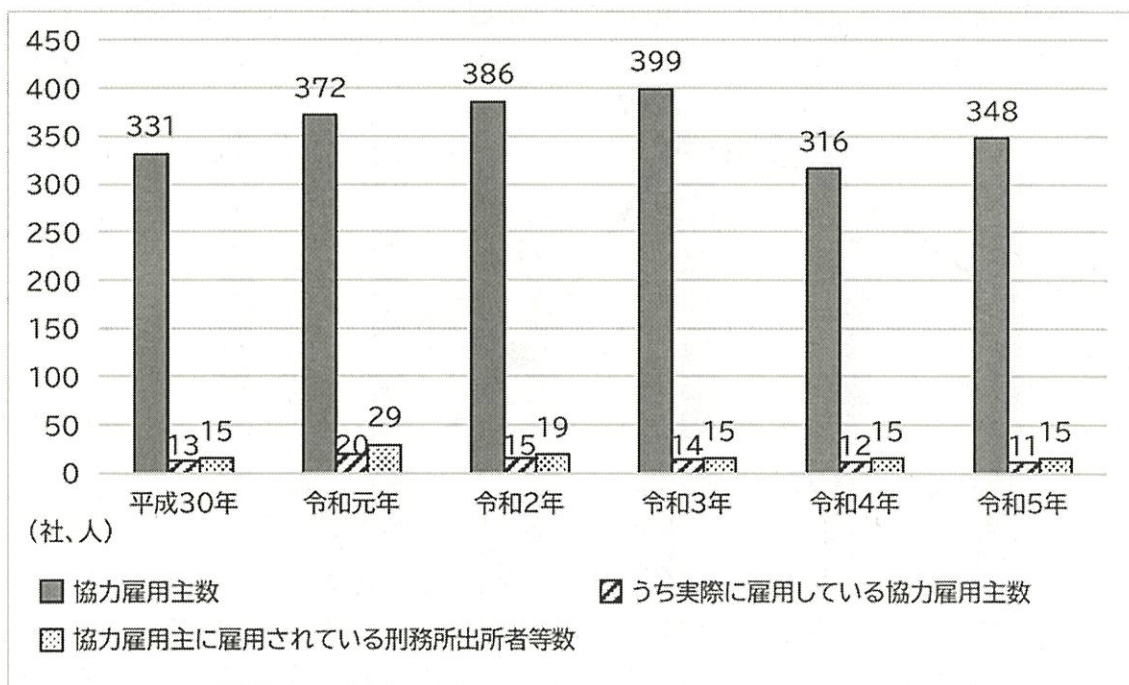
県内のハローワークにおける刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち就職した者の数および割合
(出典)法務省提供データ



(3) 協力雇用主数の状況

津保護観察所に登録している協力雇用主数と実際に雇用している協力雇用主数および協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

※平成30年は4月1日現在、令和元年から10月1日現在 (出典)法務省提供データ



(4)入所受刑者の就労状況

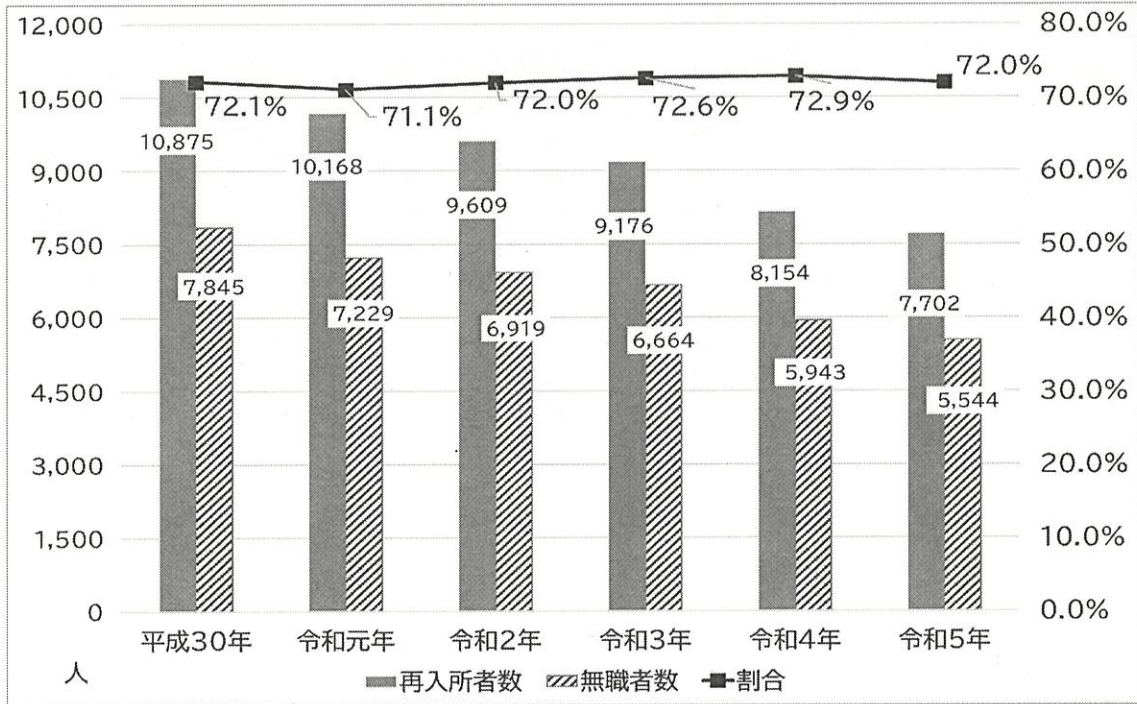
刑務所再入所者で犯行時に無職である者の数および割合(全国)

※犯行時の就労状況。

(出典)犯罪白書のデータに基づき作成

※「無職」は、定収入のある無職者を含む。

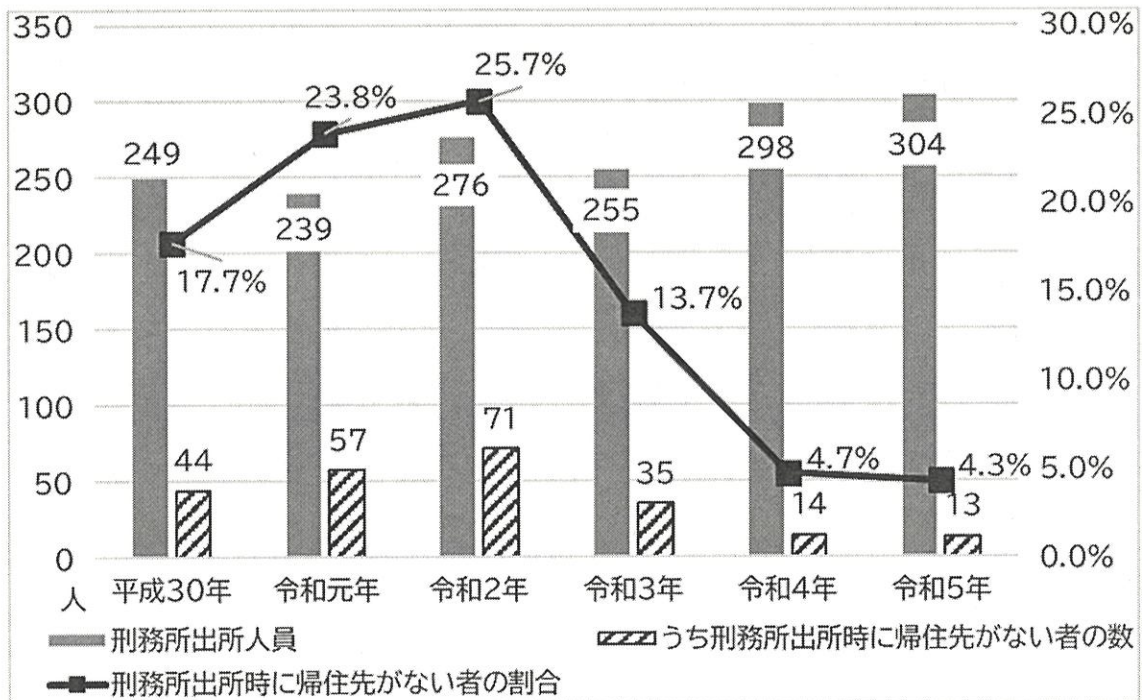
※学生・生徒、家事従事者および就労状況が不詳の者を除く。



(5)刑務所出所時に帰住先がない者の数

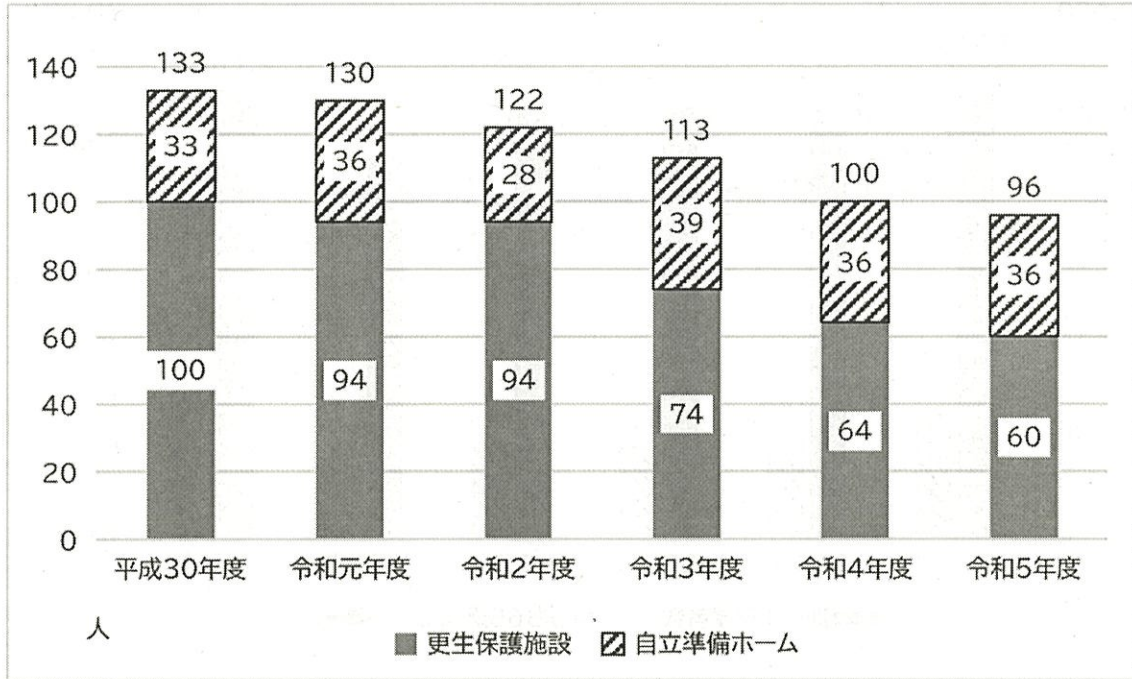
三重刑務所を出所した者(※)のうち出所時に帰住先がない者の数および割合

※県内の刑務所には、居住地が三重県以外の者も収容されている。(出典)法務省提供データ



(6)一時的に居場所を確保した者の数

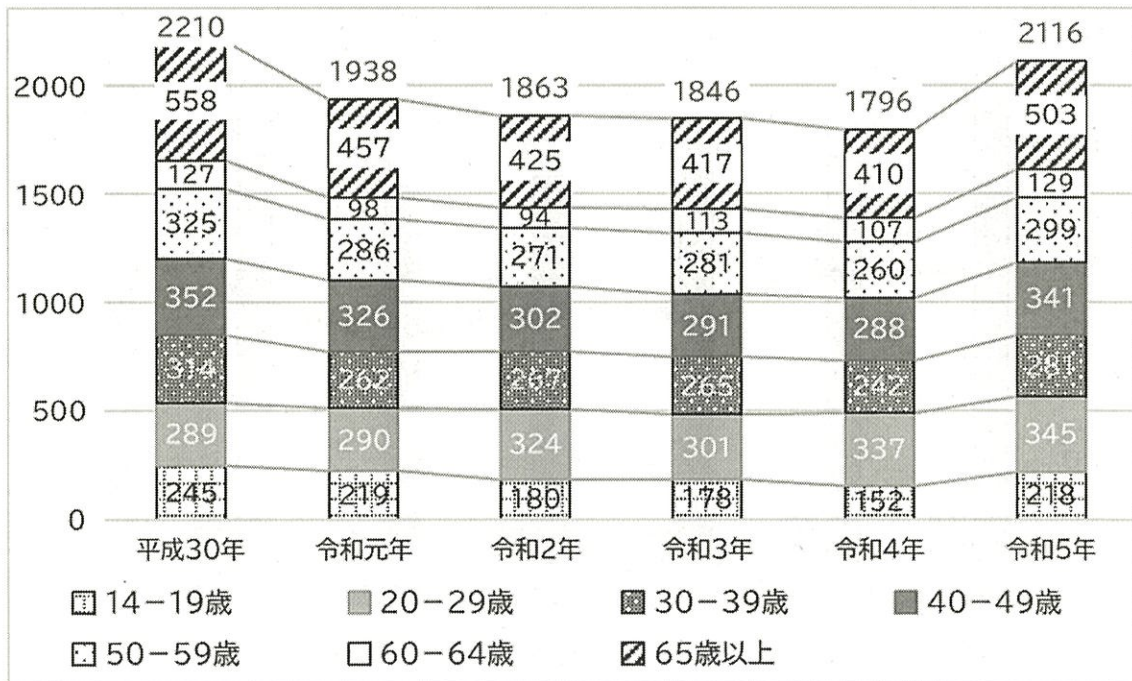
県内更生保護施設および自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数
(出典)法務省提供データ



3 三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数(犯行時年齢層別)

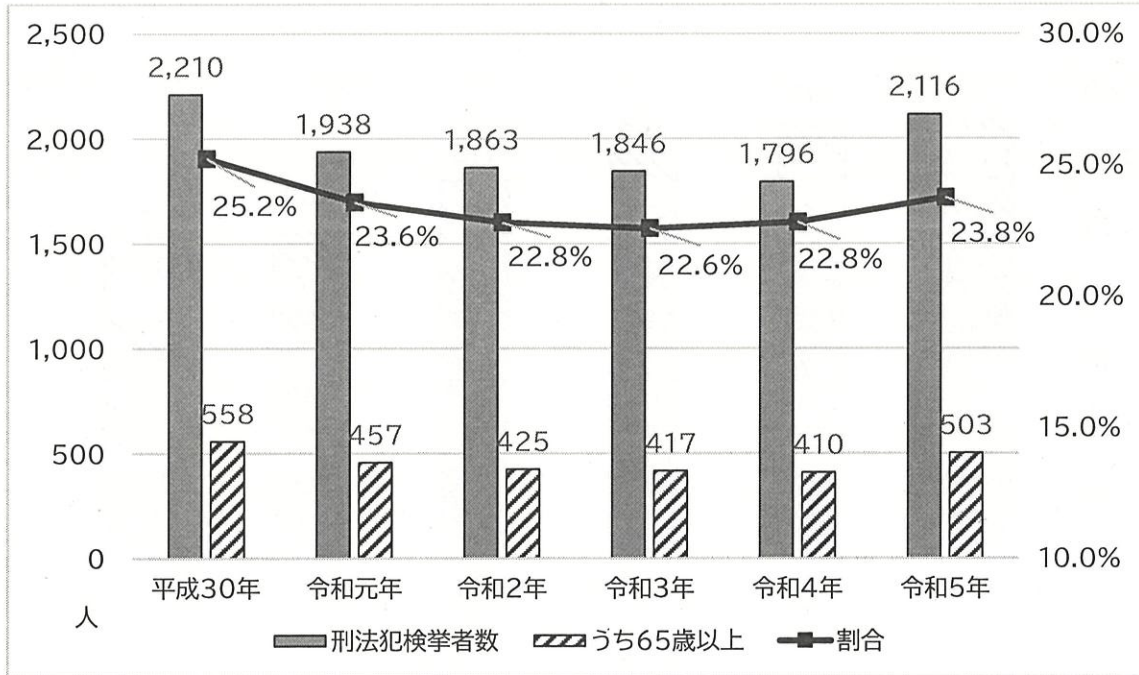
(1)三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数(犯行時年齢層別)

(出典)三重県警察本部



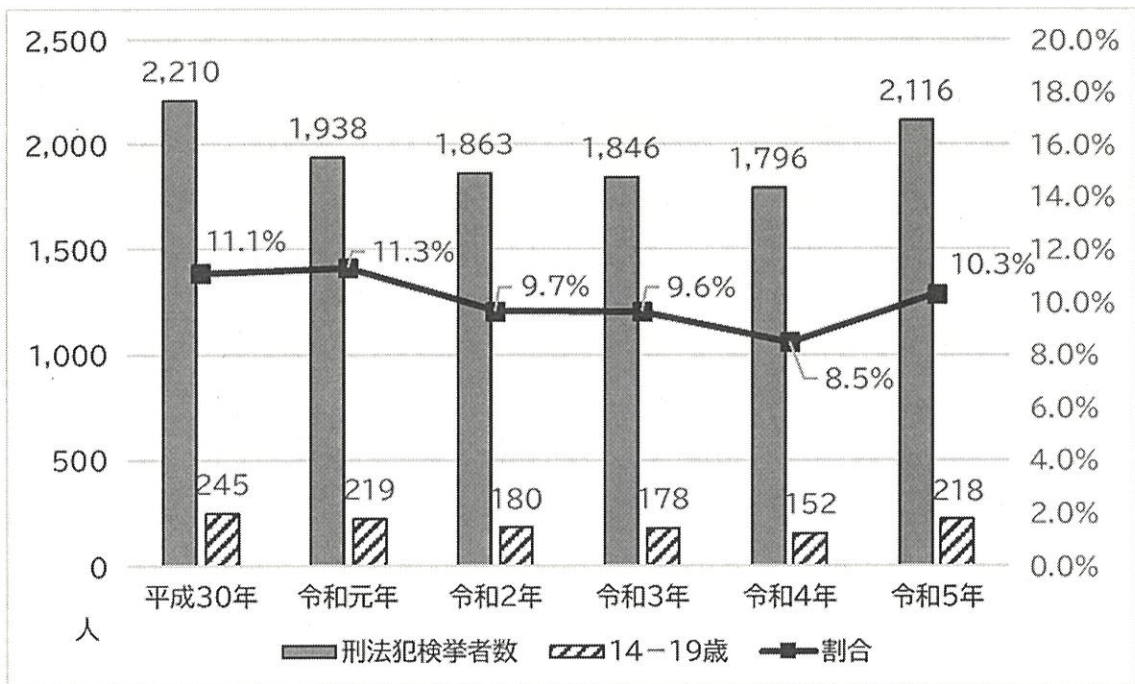
(2)三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が65歳以上の者の数および割合

(出典)三重県警察本部のデータをもとに割合を算出



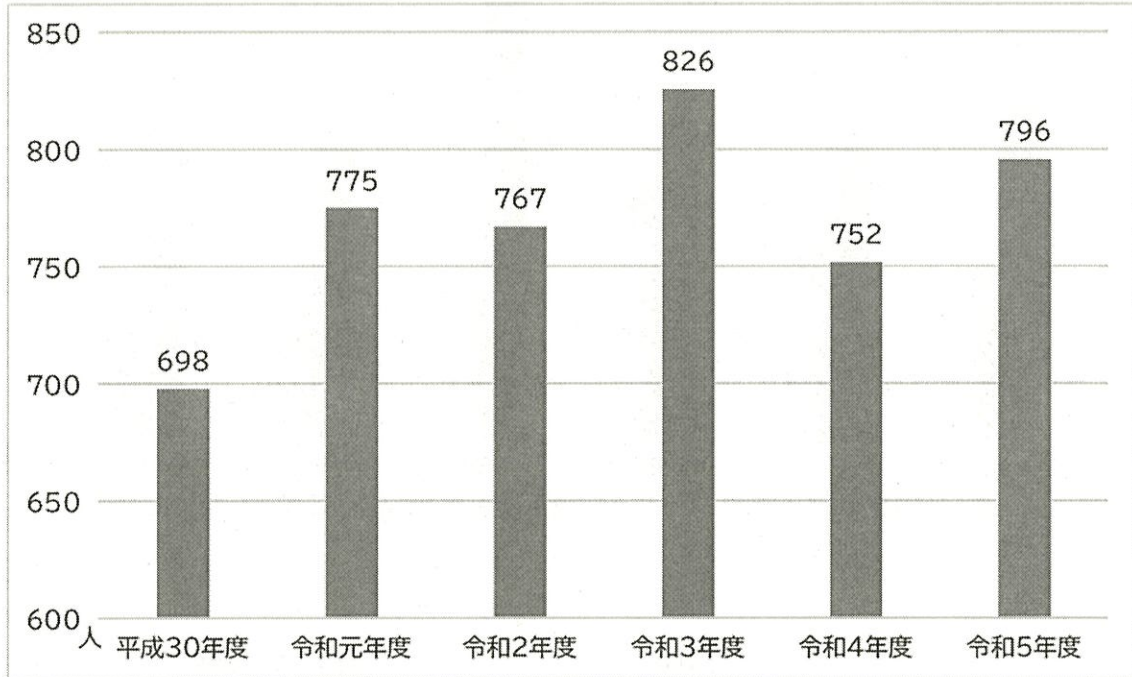
(3)三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が14歳以上20歳未満の者および割合

(出典)三重県警察本部のデータをもとに割合を算出

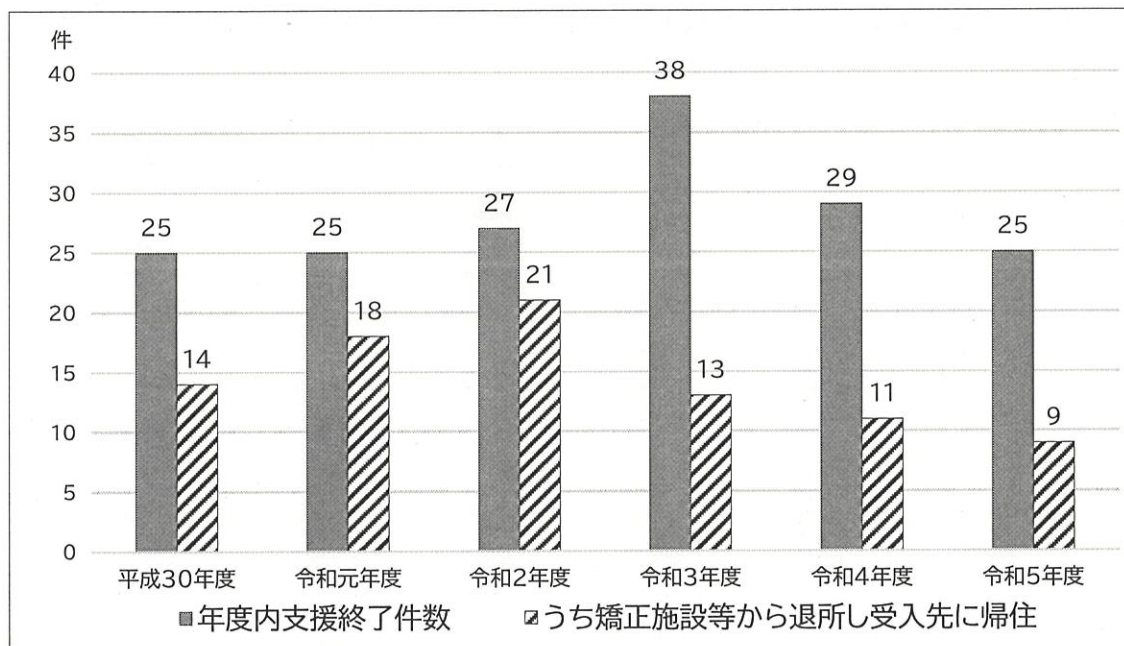


4 特別調整(※)により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数(全国)

※高齢または障がいにより特に自立が困難な刑務所出所者等については、「特別調整」として、厚生労働省の事業で各都道府県が設置する地域生活定着支援センターと連携し、出所後速やかに福祉サービス等を受けられることができるよう、必要な調整を行う。 (出典)法務省提供データ



5 「三重県地域生活定着支援センター」の支援状況(コーディネート業務)

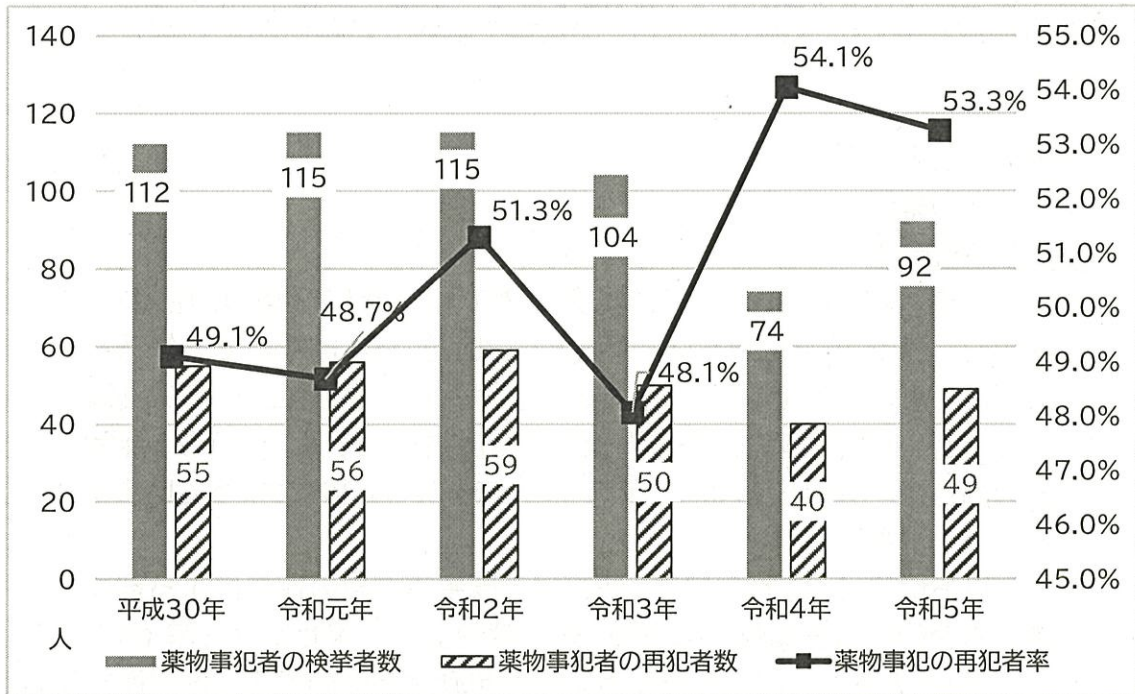


(内訳)

受入先等	年度						
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
更生保護施設・自立準備ホーム	5	5	1	3	3	4	
自宅・アパート・公営住宅等	3	1	2	0	0	2	
障害者支援施設	0	1	5	0	1	1	
グループホーム・ケアホーム	3	3	9	7	4	1	
病院	1	0	2	0	1	0	
救護施設	1	3	2	1	1	0	
サービス付き高齢者向け住宅	0	2	0	1	0	0	
養護老人ホーム	1	0	0	1	1	0	
有料老人ホーム	0	2	0	0	0	0	
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0	1	
無料定額宿泊所・簡易宿泊所	0	0	0	0	0	0	
その他	0	1	0	0	0	0	
小計(受入先に帰住した件数)①	14	18	21	13	11	9	
他センターへ依頼②	10	6	5	23	16	14	
支援辞退など③	1	1	1	2	2	2	
合計(①+②+③)	25	25	27	38	29	25	

6 県内の薬物事犯者の検挙者数と再犯者数および割合

(出典)三重県警察本部のデータをもとに割合を算出。少年を含む。

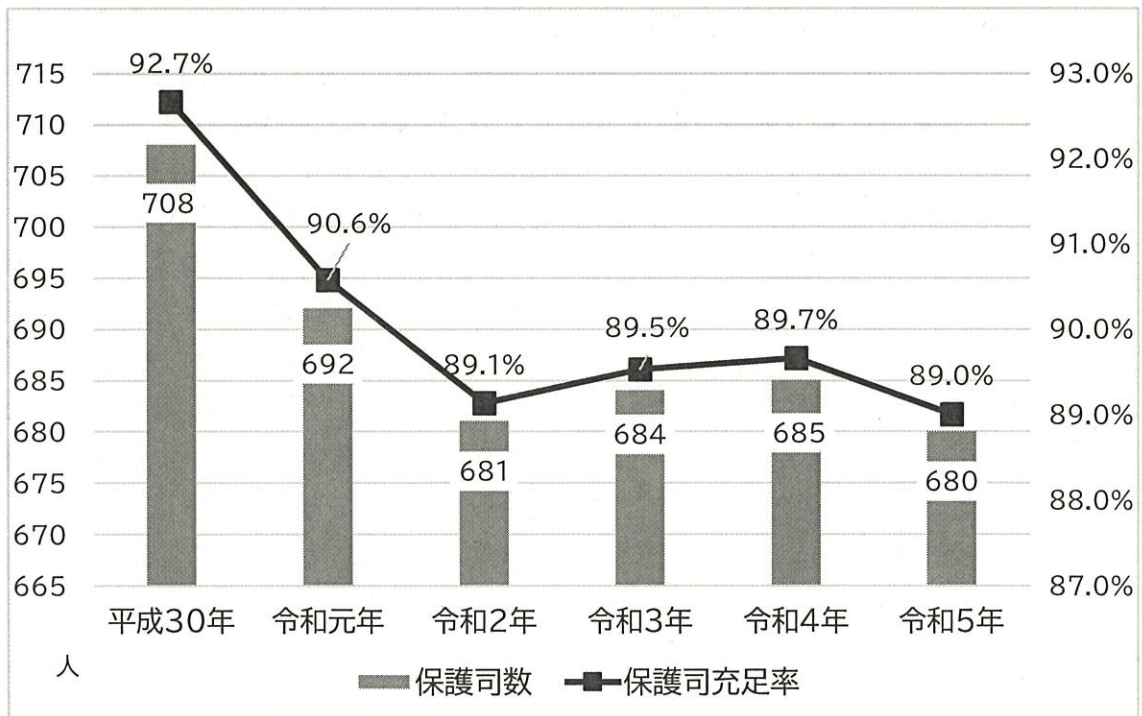


覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法および国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬および向精神薬取締法等の特例等に関する法律による検挙者

7 県内保護司数および保護司充足率

県内保護司数および定数(764人)に対する充足率(各年1月1日現在)

(出典:法務省提供データ)



第3章 施策の展開

県の実施とあわせて国および民間協力者等の取組を記載し、刑事司法の入口段階から地域社会での定着に至るまでの県内で実施する再犯防止に関する取組を示します。

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

(現状と課題)

犯罪白書によると、刑務所再入所者で犯行時に無職の割合は、令和5(2022)年で72.0%であり、平成30(2018)年と比較しても依然として高い割合(第2章2(4)参照)であり、津保護観察所において保護観察を終了した者(仮釈放者および保護観察付全部執行猶予者)のうち、無職である者の割合は、令和5(2023)年は55人であり30.1%となっています(第2章2(1)参照)。

国においては、これまでに、法務省と厚生労働省の連携による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、刑務所出所者等を雇用する民間の事業主(協力雇用主)の確保に向けた取組が実施されています。

県内のハローワークにおける刑務所出所者等総合的就労支援対策の令和5(2023)年の対象者160人のうち就職した者の数は55.0%の88人となっています(第2章2(2)参照)。

また、令和6(2024)年3月に、刑務所出所者等の就労支援を行う日本財団職親プロジェクト東海三重支部が発足しました。

県では、「三重県生活相談支援センター」をはじめとする自立相談支援機関、「障害者就業・生活支援センター」や「おしごと広場みえ」において総合的に就労支援を行うとともに、農福連携ワンストップ窓口において、障がい者の施設外就労の拡大・定着に向けた取組等を実施しています。

一方で、津保護観察所に登録している協力雇用主348事業所中、刑務所出所者等を雇用しているのは11事業所(被雇用者は15人)にとどまっています(令和5(2023)年10月1日現在(第2章2(3)参照))。

刑務所出所者等には、前科・前歴に加えて、就労に必要な知識や資格等を有していないことなどにより、求職活動が円滑に進まないこと、社会人として必要な対人関係を形成し、維持する能力を身につけていないため、職場での人間関係を十分に構築できないこと等の理由により、適切な職業選択ができない者や、一旦就職しても離職してしまう者も多く、求職活動に対する支援に加えて、職場への定着を支援していくことも課題となっています。

また、犯罪に至った障がい者の就労においては、障がいが軽度で福祉的支援は受けられないが、一般就労も難しく、制度の狭間で適切な支援が得られない事例など課題が複雑化・複合化しています。

犯罪に至った者等が、再び地域社会で安定した生活を送るため、引き続き就労支援やその後の定着支援を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える当事者に対して、支援メニューや制度をあてはめるのではなく、本人の意向を丁寧に確認し、その意思に沿った対応が求められています。

(具体的施策)

① 就職に向けた相談・支援等の充実

(ア)受刑者に対し、出所後の就労に必要な知識および技能を習得させ、または向上させるため、職業訓練（5種目）を実施します。また、復習的職業訓練として、ビジネススキル科のフォローアップ訓練を実施します。【三重刑務所】

(イ)受刑者に対し、就労に前向きな姿勢や意欲を持たせ、また自らの適性や能力について実践的に考える機会を付与することにより、出所後の就職先への定着を図ることを目的とし、協力雇用主などのさまざまな関係団体の協力のもと、受刑者に対して職場体験や職業講話などの各種就労支援を実施します。【三重刑務所】

(ウ)犯罪に至った者等の適切な就労先の確保のため、ハローワーク等とのより効果的な連携体制のあり方を検討し、就労支援対策の一層の充実を図ります。【三重刑務所】【津保護観察所】【三重県就労者支援事業者機構】

(エ)刑務所出所者等への就職支援や就労定着支援を図るため、令和6（2024）年7月1日から国の委託を受けて、就職活動支援業務、職場定着支援業務を関係機関、団体と連携し推進します。【三重県就労支援事業者機構】

(オ)日本財団職親プロジェクトは、再び罪を犯すことを防ぐため、また犯罪で悲しむ方を増やさないため、「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」の視点で刑務所出所者、少年院出院者の社会復帰を応援します。【職親プロジェクト東海三重支部】

(カ)刑務所出所者・少年院出院者の緩やかな社会復帰と一般社会での自立に向けて、スムーズに職場環境に慣れ、定着できるよう、基礎知識の習得（読み書き、算数、英語を通じた社会スキルなど）から道徳・倫理、社会規範などの心の教育および実社会における生活指導の提供を通じて、生

きる力を育成し、社会・組織で働くための人づくりを実施します。【職親プロジェクト東海三重支部】

(キ)再犯防止に明るい専門家（弁護士、依存症の専門家、カウンセラー、臨床心理士など、少年院出院者、刑務所出所者の就労時に問題が発生した際に、適宜相談できる専門家）等相談先の配備や職親企業間の職場体験の実施などにより、対象者の就労支援を行う際に、本人の希望や特性に応じた支援を行います。

また、全国的なネットワークを生かし、県域を越えた就職支援を実施します。【職親プロジェクト東海三重支部】

(ク)生活保護制度および生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。【子ども・福祉部】

(ケ)身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、県と国（三重労働局）の委託により設置する県内9か所の「障害者就業・生活支援センター」において、相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

(コ)少年院や保護観察所等のほか、ハローワークや地域若者サポートステーション等と連携し、非行少年等の就労支援に取り組みます。【教育委員会事務局】

(カ)引き続き、三重労働局等と連携し「おしごと広場みえ」を拠点として県内企業と若者とのマッチングを図るなど、オンラインサービスを活用しながらワンストップで総合的な就職就労支援を提供します。

(シ)また、津高等技術学校においてニーズに応じた訓練カリキュラムを策定し、新規学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練を実施し、就職の実現を支援します。【雇用経済部】

(ス)生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象に、地域若者サポートステーション等と連携しながら、農業就業に向けて作成したプログラムの共有や受け入れ農家における就業体験等を行うなど、福祉的側面からの取組を推進します。【農林水産部】

(セ)保護観察および更生緊急保護が終了した保護観察所の支援対象者以外の者に対する就労支援および職場定着支援事業の実施を検討します。【子ども・福祉部】

(ソ)「三重県地域生活定着支援センター」では、矯正施設出所者や矯正施設に至らずに釈放された福祉支援が必要な者等について、福祉支援を行う中で、就労が必要な場合は就労に向けた支援を行います。【子ども・福祉部】

② 犯罪に至った者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

(ア) 刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な者に対し、ハローワークをはじめとする関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行うとともに、協力雇用主の開拓を推進していきます。保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、奨励金を支給します。【津保護観察所】【三重県就労支援事業者機構】

(イ) 協力雇用主として登録されている事業所に会員証を作成、配付し関連企業への刑務所出所者等への就労支援活動に対する理解と協力を求めるとともに、協力雇用主の拡大を促進します。【三重県就労支援事業者機構】

(ウ) 犯罪に至った者等の雇用に関係する国等の各種の支援制度について、津保護観察所や三重県就労支援事業者機構とも連携し、企業等に対して、研修会等の機会を活用して周知、働きかけを行い、意識の醸成を図るとともに、協力雇用主への登録を促進します。【子ども・福祉部】

(エ) 犯罪に至った者等の社会復帰を、雇用を通じて支援しようという地域の機運を高めるため、協力雇用主の社会的評価の向上を図るための取組について関係部局と連携しながら検討を進めます。【子ども・福祉部】

③ 関係機関・団体との連携強化

(ア) 津保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」および「刑務所出所者等就労支援事業協議会」に参加し、関係機関・団体との連携を図ります。【子ども・福祉部】【雇用経済部】

(イ) 協力雇用主の雇用を推進するため、津保護観察所、就労支援事業者機構、職親プロジェクト東海三重支部等と連携して、必要な取組を推進します。【子ども・福祉部】

(2) 住居の確保

(現状と課題)

刑務所出所者等にとって、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な方策の一つといえます。

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている者について、保護観察所と矯正施設が連携の上、住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と円滑な社会復帰に向けた生活環境を整えるための「生活環境の調整」が行われています。

三重刑務所においては、釈放前に帰住先を確認するなどして、適当な住居の確保に努めるとともに、津保護観察所においては、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、刑務所出所後の帰住先の確保に努めています。

犯罪に至った者等は、保証人を得ることが困難であったり、民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることも多く、県では、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるため、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含めた要配慮者の入居を拒まない民間住宅（セーフティネット住宅）の登録を進めるとともに、三重県居住支援連絡会の会議において保護観察対象者や更生緊急保護対象者の支援を行う団体と情報共有を行いました。

三重刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、令和2年（2020）以降下がっており、令和5（2023）年では4.3%となっていますが、全国では、平成30（2018）年から令和5（2023）年までの間、15から17%台で推移しています（第2章2（5）参照）。

また、令和5（2023）年度に県内の更生保護施設および自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は96人となりました（第2章2（6）参照）。

親族等のもとへ帰住することができない者の一時的な居住場所となる更生保護施設等の確保も重要な課題ですが、更生保護施設等はいくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。

このため、引き続き、地域における居住先の確保の支援が必要であり、支援の実施においては、本人の状態や意思に応じて適切な支援が求められています。

(具体的施策)

① 公営住宅への優先入居による支援

(ア) 保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者（65歳以上）について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様に引き続き、優先入居の取組により支援します。【県土整備部】

② 住宅セーフティネット制度の活用促進

(ア) 三重県居住支援連絡会の居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組みます。【県土整備部】

(イ) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するため、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含めたさまざまな要配慮者支援を担う主体と連携し、家主等に対する普及啓発に取り組みます。【県土整備部】

③ 更生保護施設等の一時的な居場所の充実等

(ア) 保護観察対象者については、主として処遇施設の機能を持つ更生保護施設での受入れとなりますが、対象者の性別や個性その他の特性を考慮し、自立準備ホームでの受入れを調整するなど、柔軟かつ積極的に取り組みます。【津保護観察所】

(イ) 刑務所を刑期満了で出所した者などは、保護観察に付されず、保護観察としての指導監督はできませんが、更生緊急保護対象者として、本人の申し出のもと、住居の確保や就労支援などの支援を行います。

また、他にも起訴猶予処分となった者などが更生緊急保護の対象者となりますが、津地方検察庁と連携し、入口支援（※）にあたります。【津保護観察所】

※入口支援

一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢または障がいにより福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

(ウ) 更生保護施設として、刑務所出所者等のうち、帰住先や住居がない者に対して、一時的な宿泊場所や食事の提供を行うとともに、就職指導や社会適応のための必要な生活指導を行い、被保護者の円滑な社会復帰を支援します。【三重県保護会】

(エ) 更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設について、平成 24 (2012) 年度の全面改築時には、県が施設整備費への補助を行いました。が、今後も状況に応じた援助・協力を検討します。【子ども・福祉部】

④ その他の取組

(ア) 自立相談支援機関において、住まいに関する相談を受けるとともに、住居確保給付金の活用をはじめ、対象者の状況に応じた支援を行います。また、身体や精神に障がいがあり、経済的な問題を含め、日常生活を営むことが困難な方等に対しては、生活保護制度を活用し、救護施設へ入所するなど、適切な住居の確保について支援します。【子ども・福祉部】

(イ) 「三重県地域生活定着支援センター」において、矯正施設出所者や矯正施設収容には至らずに釈放された福祉支援が必要な者等について、社会福祉施設等の帰住先を支援するほか、賃貸住宅の確保等にも努めます。【子ども・福祉部】

(ウ) 協力雇用主の中で住み込みで働くことができる事業者の確保に向けて、津保護観察所、就労支援事業者機構、職親プロジェクト東海三重支部等と連携して、必要な取組を推進します。【子ども・福祉部】

(エ) 津保護観察所と連携し、保護観察における補導援護や更生緊急保護により提供する宿泊場所である自立準備ホームの安定的な確保に協力します。【子ども・福祉部】

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者または障がい者等への支援等

(現状と課題)

令和3(2021)年出所者の2年以内再入率について、65歳以上の再入率は19.7%と、全体の14.1%よりも高くなっており(令和5年版再犯防止推進白書)、令和5(2023)年の三重県における刑法犯検挙者のうち23.8%は65歳以上の高齢者となっています(第2章3(1)(2)参照)。

また、全国で特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者は、令和5(2023)年度では796人となっています。令和元(2019)年度以降は毎年750人以上の調整を行っています(第2章4参照)。

国においては、矯正施設在所中の段階から高齢者または障がいのある者等に対して、アセスメントを実施し、福祉的支援が必要な者に対する支援方針の策定や、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図るとともに、出所後に適切な福祉サービス等を受けられるよう、「三重県地域生活定着支援センター」等と連携して取り組んできました。

また、刑務所等に入ることなく地域に戻る刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障がいにより福祉的支援を必要とする者に対し、令和3(2021)年度から、検察庁、保護観察所、県が設置する「三重県地域生活定着支援センター」等が連携して釈放後直ちに支援を実施する新たな取組(被疑者等支援業務)を開始しています。

しかしながら、高齢者は刑務所へ再び入所する割合が依然高いほか、多くの専門的な保健医療・福祉サービスが必要な困難事例が増加しており、福祉的支援が必要と思われるにも関わらず、本人が入口支援や出口支援を拒否する場合も少なくありません。また、軽度な障がいのある者等で、制度の狭間にあって保健医療・福祉サービスにつながらない者の支援については、とりわけ課題となっています。

(具体的施策)

① 保健医療・福祉サービスの提供

(ア) 高齢または障がいのある受刑者のうち、自宅があるなどの理由で、特別調整の対象にならないが、独力での生活再建が困難である者に対し、市町、医療機関、福祉関係機関と連携して福祉サービス受給等を事前調整の上、帰住先を整え、円滑な地域生活を再建できるよう支援を行うため、関係機関との連携を強化します。【三重刑務所】

(イ) 高齢や障がい等により自立が困難な者に対し、福祉サービスへのつなぎと利用の促進を行います。【三重県保護会】

(ウ) 貧困が原因で罪を犯した者、または刑事施設からの退所者で生活の基盤が確保されていない者の生活を支援するため、生活保護の申請手続について、日本弁護士連合会の援助制度により、原則無償で弁護士による代理業務を行います。【三重弁護士会】

(エ) 「三重県地域生活定着支援センター」では、矯正施設、津保護観察所など司法関係機関および地域福祉機関や関係行政とも連携し、高齢または障がいのある矯正施設出所者等に対して、その意向や状況に配慮しながら、福祉サービスの利用支援等、円滑な社会復帰に資するための支援を行います。

また、被疑者、被告人に関しても高齢または障がいがあり釈放後福祉支援が必要な者についても津地方検察庁や弁護士等と連携し支援を行っていきます。その他、罪を犯した福祉支援の必要な者の相談に対応し、必要な支援を行います。【子ども・福祉部】

(オ) 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。【医療保健部】

(カ) 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性や相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援や、地域のさまざまな主体と連携した社会参加に向けた支援などを一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとした、包括的な支援体制が県内市町に広がるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。【子ども・福祉部】

② 関係機関・団体との連携の強化

(ア) 津保護観察所および「三重県地域生活定着支援センター」が中心となって開催する地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制を充実し、刑務所等を出所した高齢または障がいのある者に対する支援について、具体的な困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深め、さらなる連携を図ります。【子ども・福祉部】

(イ) 三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業では、認知症高齢者や知的障がい者等で、判断能力が不十分な者に対する福祉サービスの利用の援助等に取り組んでおり、県では引き続き、三重県社会福祉協議

会に補助を行い、その取組を支援します。【子ども・福祉部】

(ウ) 市町、社会福祉協議会等と連携し、高齢者または障がい者等の再犯防止に対する民生委員・児童委員や福祉サービス従事者等の意識の醸成が図られるよう、効果的な情報の周知等を行います。【子ども・福祉部】

(2) 薬物依存を抱える者への支援等

(現状と課題)

県内の薬事犯検挙者数は、令和5(2023)年は92人であり、令和元(2019)年から減少傾向にあるものの、令和4(2022)年の74人から約24%増加しています(第2章6参照)。

また、再犯者率は令和5(2023)年は53.3%であり、令和元(2019)年から令和5(2023)年の5年間は、50%前後で推移しており(第2章6参照)、薬物依存からの回復に向けた取組が重要となります。

国では、矯正施設内における薬物依存離脱指導や保護観察対象者に対しての医療機関や三重ダルク等と連携した薬物指導プログラムを実施するなど対象者への支援を行うとともに、薬物依存症者の親族等の知識等の向上や薬物依存症対策関係機関の連携強化などの取組も実施しています。

県では、「三重県こころの健康センター」を薬物依存症における三重県全体の核となる相談拠点として、専門性を備えた医師および相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施しました。

また、薬物事犯で検挙した者やその家族に対して、薬物再乱用防止対策に対応する関係機関・団体に関する情報が記載されたパンフレットを交付するとともに、三重刑務所に社会復帰アドバイザーを派遣し、受刑者に対して暴力団との関係遮断と併せて、薬物乱用防止に関する指導等を行いました。

さらに、青少年を中心とした県民に対し、薬物乱用防止に向けた街頭啓発を実施するとともに、教職員等を対象とした指導者講習会、小中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止教室等を開催しました。

薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物依存症は回復可能であることを普及啓発していくことに加え、背景にある貧困、孤立、暴力などの課題に目を配り、地域社会で安定した生活が得られるよう、薬物依存症からの回復に向けて、今後もより一層の刑事司法機関や地域の保健医療・福祉機関、民間支援団体等による支援体制の充実を図るとともに、相互に連携して対象者と関わっていくことが必要です。

(具体的施策)

① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

- (ア) 犯罪事実に薬物に関するものが含まれる対象者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させることを目的とし、認知行動療法を基盤にした「薬物再乱用防止プログラム」を実施します。【津保護観察所】

- (イ) 薬物、アルコール、ギャンブリング、盗癖などの問題を抱える者に対して支援を行います。「安全な暮らしの場の提供」、「自分の問題を振り返り、新しい解決法を見つける機会の提供」、「自助グループへのつながり」など、これからの生活に必要なサポートであり、依存症に関する初期相談から、依存対象（薬物、アルコール、ギャンブリングなど）を手放すためのサポート（医療機関への接続、生活保護を含む福祉支援等）を経て、社会参加（福祉的就労を含めた就労、高校・大学への就学など）に至るまで、一人ひとりの希望や特性に合わせたサポートを提供します。【三重ダルク】

- (ウ) 「三重県こころの健康センター」を中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援およびその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実します。【医療保健部】

- (エ) 薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図ります。【医療保健部】

- (オ) 「第8次三重県医療計画」や、法務省と厚生労働省による「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等をふまえ、薬物依存者への支援に向け、関係機関との緊密な連携を図ります。【医療保健部】

② 関係機関との連携

- (ア) 三重刑務所において特別改善指導の一環として、三重ダルクや暴力追放三重県民センター等の職員を招き、「薬物依存離脱指導」を実施します。【三重刑務所】【三重ダルク】【警察本部】

- (イ) 出所を間近に控えた薬物事犯者へ直接面談し、出所後の生活に関する相談を行います。【三重刑務所】【三重ダルク】

(ウ) 関係機関(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、市町および保健所等)において、精神保健福祉業務に従事する職員等を対象とした専門的な教育研修に取り組みます。【医療保健部】

(エ) 「三重県こころの健康センター」と「三重ダルク」との協働事業として、県内5つの地域において、医療機関、障がい者相談支援センター、社会福祉協議会、法テラス・関係する行政機関、地区保護司会、三重県地域生活定着支援センター・三重断酒新生会などが参加する依存症ネットワーク会議を開催し、依存症問題を抱える当事者・家族等を地域のネットワークで支えられるよう、地域の実情に応じた連携強化を図り、依存症問題に総合的に対応ができる支援体制を構築します。【三重ダルク】【医療保健部】

(オ) 矯正施設への社会復帰アドバイザー等の派遣、薬物事犯の検挙を通じ、薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養に取り組みます。【警察本部】

③ 薬物事犯者の家族に対する支援

(ア) 薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が不可欠なことから、津保護観察所は年に数回、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適正な対応等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることを目的として、引受人会を実施します。【津保護観察所】

(イ) 精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組みます。【医療保健部】

④ 民間団体への支援

(ア) NPO法人三重ダルクと連携して行う、依存症に関する講演会や依存症フォーラムにおいて、他の自助グループとの連携も図ります。【医療保健部】

⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発等

(ア) 各地域で薬物乱用防止に熱意と理解を持つ薬物乱用防止指導員および薬物乱用防止指導啓発団体を委嘱し、薬物乱用防止に関する研修を行うことなどにより、薬物乱用防止に向けた人材育成に取り組むとともに、地域に根ざした啓発活動を行います。【医療保健部】

- (イ) 各地域の薬物乱用防止指導員、薬物乱用防止指導啓発団体によって構成された各地区薬物乱用防止指導者協議会や関係団体と連携し、各地区の特色を生かした啓発活動を展開することで、青少年を中心とした県民に対し、薬物乱用防止対策を推進します。【医療保健部】
- (ウ) 国の薬物乱用対策推進会議の地方本部である「三重県薬物乱用対策推進本部」では、参加機関が相互に連携を図り、広報啓発活動に取り組みます。【医療保健部】
- (エ) 学校薬剤師およびライオンズクラブ国際協会 334-B 地区の薬物乱用防止教育認定講師等による小・中・高等学校等における薬物乱用防止教室の推進に努め、全ての中学校、高等学校で薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるよう、引き続き働きかけます。【医療保健部】【教育委員会事務局】
- (オ) 教職員等を対象とした薬物乱用防止教室推進のための指導者講習会を開催し、指導者の専門性を高め、児童生徒の健全育成に努めます。【教育委員会事務局】

3 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施

(現状と課題)

三重県における刑法犯検挙者のうち14歳以上20歳未満の割合は、10%前後で推移していますが、令和5(2023)年は10.3%であり令和4(2022)年比で1.8ポイント増加しています(第2章3(1)(3)参照)。

国においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援、また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。また、知的障がいや発達障がいのある在院者に対して、在院中における障害者手帳の取得、福祉サービスにつなげる取組、犯罪や非行の防止のため、心理学等の専門職員が、少年やその家族等に限らず、幅広い視点で相談を受け、学校や関係機関等とも連携して支援を行いました。

県では、児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するために、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、生徒が相談しやすい環境を整えるため、教育相談員を中学校と県立学校に配置しました。スクールソーシャルワーカーについては、中学校区や県立学校を拠点に、福祉等の関係機関と連携した問題行動等の背景にある課題の解決に向けた支援を行いました。また、街頭補導活動により適切な指導・助言を行うとともに、保護者の同意が得られた少年に対し、継続的な指導・助言などの支援を行いました。さらに、高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直しへの支援事業」の取組により、高等学校等を中退した者の学び直す機会を支援しました。

子どもを取り巻く環境は年々厳しさを増し、家族の問題など複雑化・複合化した課題を抱えており、学校等と連携した修学支援に加え、福祉的な支援などと確実に連携できるよう取り組む必要があります。

また、近年、匿名・流動型犯罪グループ(※)によるSNS上等での犯罪実行者募集情報(いわゆる「闇バイト」)が多く投稿されていることから、少年が犯罪に手を染めることがないように非行防止対策に取り組む必要があります。

※匿名・流動型犯罪グループ

SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団。SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金をもとに、さらなる違法活動を行う犯罪グループ。

(具体的施策)

(1) 児童・生徒等の非行の未然防止

(ア) 青少年の非行や犯罪の防止に取り組む専門機関として、本人や家族の他、学校等からの要請を受けて相談に応じるとともに、学校等が抱えるケースの検討会への専門職員の派遣等も行います。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】

(イ) 刑務所や少年院にない、矯正施設では唯一の相談窓口として、犯罪非行の防止のため、心理学等の専門職員が、少年やその家族等に限らず、幅広い視点で相談を受け、学校や関係機関等とも連携して支援を行います。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】

(ウ) 関係機関等との連携を強化し、地域援助の推進を図ることを目的に県内の教育機関、児童福祉機関、少年サポートセンター、NPO法人等の参加のもと、「地域援助推進協議会」を開催し、新たな交流や協働をめざします。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】

(エ) 生徒間のトラブルや生徒指導上の諸課題に対し、学校からの要請に基づき法的援助を行い（スクールロイヤー制度）、いじめ・非行の未然防止に取り組みます。【三重弁護士会】

(オ) 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）および「青少年非行防止活動強化期間」（7～8月）、「秋のこどもまんなか月間」（11月）には、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。【子ども・福祉部】

(カ) いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するため、学校現場に、スクールカウンセラーや教育相談員を配置し、生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、問題行動の背景には、家庭など児童生徒を取り巻く環境が影響している場合があるため、スクールソーシャルワーカーを中学校区や県立学校を拠点に配置し、福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【教育委員会事務局】

(キ) 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携し、関係機関につなげるなどの効果的な支援を行います。【教育委員会事務局】

- (ク) 不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組むとともに、教育支援センターやフリースクール等との連携を図ります。【教育委員会事務局】
- (ケ) 生徒が学校での生活に適応し、意欲を持って学習を継続できるよう、教員による個別面談等の機会を通じて、悩みを抱える生徒をスクールカウンセラーにつなぐなど、高等学校中退の防止に向けて教育相談体制の充実を図ります。【教育委員会事務局】
- (コ) 多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めます。【教育委員会事務局】
- (カ) 特別な支援を必要とする児童生徒の実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、安心して学習できるよう、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、校内の指導体制の充実を図ります。【教育委員会事務局】
- (シ) 非行が発生しやすい繁華街や公園等における街頭補導活動で少年に声を掛け、適切な注意・助言を行うとともに、必要な場合には、保護者の同意を得て、少年および保護者に対して継続的に指導・助言などの支援を行います。また、少年相談として、非行問題や交友問題等の少年の悩みを解決するため、専門的な知識を有する職員等が、電話や面接により、適切な指導・助言を行います。【警察本部】
- (ス) 匿名・流動型犯罪グループによって、SNS上等で犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）が投稿され、犯罪の実行者を募集している実態が認められることから、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための非行防止教室を行います。【警察本部】
- (セ) 少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と協力し、街頭での啓発活動や非行防止教室など、少年の非行防止のための活動を行います。【警察本部】

(2) 児童・生徒等の立ち直り支援

- (ア) 在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導および特別活動指導の5つの分野にわたって、体系的かつ組織的な指導を行います。知的障がい、情緒障がい若しくは発達障がいまたはそれらの疑いある者等に対して、処遇上の配慮をし、行動上の問題や生活上の問題に対しては、各種指導を実施しています。認知機能の弱さからくる生きづらさや挫折等による非行の一因を解消することを目的として、生活指導に含まれる治療的教育として、「認知機能向上訓練（コグトレ）」および「認知作業訓練（COGOT）」などを実施します。【宮川医療少年院】
- (イ) 在院者の円滑な社会復帰のために、施設に配置している社会福祉士等の助言を得て、帰住地の調整や療育手帳等の取得など、出院後に福祉サービスを受けるための各種支援を実施します。【宮川医療少年院】
- (ウ) 少年院仮退院者の再非行防止のため、地域援助業務（少年鑑別所が実施する地域社会における非行および犯罪の防止に関する援助）の一環として、面接、相談支援を実施することにより、生活の安定を支援します。また、支援結果については関係機関と共有します。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】
- (エ) 少年院を退所する障がいのある少年の中には帰住先となる家族がなかったり、入所前にいた家庭が帰住先として適切でない場合もあり、その場合は「三重県地域生活定着支援センター」が児童福祉、障がい者福祉、保護観察所とさまざまな分野との連携をしながら、帰住先の確保や福祉支援を実施します。【子ども・福祉部】
- (オ) 犯罪や非行をした者に発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】
- (カ) 青少年健全育成に関する会議等において、非行をした少年等への支援や、非行防止のための取組について情報共有を行い、関係機関の連携・協力体制の構築に努めます。【子ども・福祉部】
- (キ) 非行をした少年等が入所する児童自立支援施設である「国児学園」では、自立支援を目的とした生活指導および学習指導を行います。【子ども・福祉部】

(ク) 犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることを防ぐよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

(ケ) 非行少年を生まない社会づくりの一環として、非行等の問題を抱える少年が、再び非行に走ることを防ぐよう、少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と連携し、社会参加奉仕活動や各種体験活動等を通じて立ち直り支援を行います。【警察本部】

(コ) 県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者・児に対する適切な相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

(カ) 学校と保護司の日常的な連携体制の構築に努めていくとともに、保護観察対象者で学校に在籍している者に対しては、学校と保護司や保護観察所等が連携し、その立ち直りを支援します。【教育委員会事務局】

(シ) 学校と三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）の連携体制の構築に努め、学校が抱える複雑なケース等に協力して取り組みます。【三重法務少年センター（津少年鑑別所）】【教育委員会事務局】

(ス) 非行少年を生まない社会づくりの一環として、学校、教育委員会、少年警察ボランティア等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対して学習支援をはじめとした支援を行います。【警察本部】

(3) 学校や地域社会において再び学ぶための支援

(ア) 社会生活の基礎となる学力を欠くことにより、改善更生および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導（主に小学校や中学校の教科内容）を実施します。

また、希望する受刑者は、高等学校卒業程度認定試験（さまざまな理由で、高等学校等を卒業できなかった方のために、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを文部科学省が認定する試験）を受験することができるため、受験するよう促します。【三重刑務所】

(イ) 出院後に中学校への復学等が見込まれる在院者および義務教育を修了したまたは在院中に修了する見込みであり、高等学校等への復学等を希望する在院者に対し、修学に資する教科指導に重点的に取り組むとともに、修学先で生じることが想定される課題等を克服するための修学支援を実

施します。【宮川医療少年院】

- (ウ) 保護観察対象者に対し、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、例えばBBS会員による学習支援、保護司による学習相談や進路に関する助言を実施します。また、高校中退者等の保護観察対象者に対しては、就学意欲の喚起や就学に向けた学校等の関係機関との連携、学習支援等の処遇を実施します。【津保護観察所】
- (エ) 刑務所出所者・少年院出院者の緩やかな社会復帰と一般社会での自立に向けて、スムーズに職場環境に慣れ、定着できるよう、基礎知識の習得（読み書き、算数、英語を通じた社会スキルなど）から道徳・倫理、社会規範などの心の教育および実社会における生活指導の提供を通じて、生きる力を育成し、社会・組織で働くための人づくりを実施します。【職親プロジェクト東海三重支部】《再掲》
- (オ) 高等学校等を中退した者が再入学する場合、高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直しへの支援事業」により、再び高等学校等で学び直す機会を支援します。【環境生活部】【教育委員会事務局】
- (カ) 少年院等と連携し、学ぶ意欲のある者や、やむを得ず高等学校を中途退学した者に対しては、学びを継続できるよう高等学校通信制課程への入学や、転入学・編入学の制度について情報提供を行います。【教育委員会事務局】
- (キ) 高等学校卒業程度認定試験は、年に2回受験することができますが、そのうち1回は国から委託を受けて県が実施します。【教育委員会事務局】

4 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施

(現状と課題)

再犯の防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容とともに、犯罪に至った者等が各々有するさまざまな特性を十分に把握した上で、適切な指導等を継続的に行っていくことが必要です。

令和5(2023)年犯罪統計書(三重県警察本部)によると、令和5(2023)年のストーカー規制法違反の検挙者数は、8人(前年比4人増)であり、性犯罪のうち不同意性交等の検挙者数は、12人(前年比5人減)、不同意わいせつの検挙者数は、36人(前年比9人増)でした。性犯罪は、被害者が被害を訴えにくく顕在化しない事案が多いことに留意する必要があります。また、令和5(2023)年の刑法犯検挙者数のうち女性の検挙者数は460人(前年比76人増)で、刑法犯検挙者数に占める割合は21.7%でした。さらに来日外国人による刑法犯の検挙者数は、令和5(2023)年は105人(前年比46人増)で、刑法犯検挙者数に占める割合は5.0%でした。

三重刑務所では、性犯罪者の特別改善指導における重点施設に指定されており、他の刑務所から性犯罪者が入所し、大学教員等も参加したグループワーク等を行っています。

保護観察所では、対象者の抱える問題に応じて、適切な医療機関や相談機関等の支援機関と連携するとともに、家族等の引受人に対する助言や支援を行っているところであり、これに加えて、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラムおよび暴力防止プログラムを、その罪種等に応じて対象となる保護観察対象者に実施するなど、その対象者の特性に応じた処遇を実施しているところです。

県では、被害者への強い執着心や支配意識からストーカー行為を繰り返す者に対し、三重県精神科病院会との協定に基づき、精神科への受診を働きかけるなど、精神科医等と連携した加害者対策を講じました。暴力団関係者等については、複数の現役暴力団員から離脱相談を受け、暴力団からの離脱支援を行い、社会復帰に向けた指導等の働きかけを行いました。

また、多くの方がアルコールや公営競技などを健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことにより依存症と呼ばれる状態に至り、その行為そのものが犯罪に該当しないものであっても、飲酒運転による交通事故や賭け金の確保目的や生活困窮を背景とした窃盗や詐欺等の犯罪につながることもあります。これらの依存症の背景には、取り巻く環境や精神等の障がい、また、さまざまな課題を抱えていることがあり、関係機関や民間団体等が連携して、地域社会において治療等や「息の長い」支援を実施する必要があります。

さらに、犯罪に至った者等に対して効果的な指導・支援を行うためには、その家族等への支援も求められてきます。家族等の状況についても、犯罪に至った者等有する特性の一つであり、再び罪を犯さないためには、本人に

とって最も身近な存在である家族等に対しても、状況に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

(具体的施策)

(1) 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等

① 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等

(ア) 性犯罪につながる認知の偏りや自己統制力の不足を理解させ、その改善と再犯防止の具体的方法を習得させることを目的に、特別改善指導の一つとして「性犯罪再犯防止指導」を実施します。【三重刑務所】

(イ) 性犯罪再犯防止、薬物再乱用防止、飲酒運転防止など犯罪種別に応じて、対象者に対し、認知行動療法を基盤とした専門的処遇プログラムを実施します。【津保護観察所】

(ウ) 被害者への強い執着心や支配意識からストーカー行為を繰り返す者に対し、三重県精神科病院会との協定に基づき、精神科への受診を働きかけるなど、精神科医等と連携した加害者対策を講じます。【警察本部】

(エ) 16歳未満の子どもを被害者とした暴力的性犯罪により服役し、出所した者について、法務省から警察庁を介して情報提供を受け、その後の所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行い、再犯を防止するための助言・指導などを行います。【警察本部】

(オ) 三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)に基づく取組を推進します。
【環境生活部】【その他担当部局】

② 依存症を抱える者への支援等

(ア) 薬物、アルコール、ギャンブリング、盗癖などの問題を抱える者に対して支援を行います。「安全な暮らしの場の提供」、「自分の問題を振り返り、新しい解決法を見つける機会の提供」、「自助グループへのつなぎ」など、これからの生活に必要なサポートであり、依存症に関する初期相談から、依存対象(薬物、アルコール、ギャンブリングなど)を手放すためのサポート(医療機関への接続、生活保護を含む福祉支援等)を経て、社会参加(福祉的就労を含めた就労、高校・大学への就学など)に至るまで、一人ひとりの希望や特性に合わせたサポートを提供します。【三重ダルク】
《再掲》

(イ) 「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症の早期発見、早期介入、当事者、家族等からの相談に応じる支援体制や治療体制の整備など総合的に施策を推進します。【医療保健部】

(ウ) 「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざして、計画的に施策を展開します。【医療保健部】

(エ) 「三重県こころの健康センター」を中心に、多岐にわたる依存症に関する専門相談に加え、家族教室や講演会、依存症フォーラム等を実施し、これらの問題に取り組みます。【医療保健部】

(オ) 関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、市町および保健所等）において、精神保健福祉業務に従事する職員等を対象とした専門的な教育研修に取り組みます。【医療保健部】

(カ) 「三重県こころの健康センター」と「三重ダルク」との協働事業として、県内5つの地域において、医療機関、障がい者相談支援センター、社会福祉協議会、法テラス・関係する行政機関、地区保護司会、三重県地域生活定着支援センター・三重断酒新生会などが参加する依存症ネットワーク会議を開催し、依存症問題を抱える当事者・家族等を地域のネットワークで支えられるよう、地域の実情に応じた連携強化を図り、依存症問題に総合的に対応ができる支援体制を構築します。【三重ダルク】【医療保健部】《再掲》

(キ) NPO法人三重ダルクと連携して行う、依存症に関する講演会や依存症フォーラムにおいて、他の自助グループとの連携も図ります。【医療保健部】《再掲》

(ク) 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者等からの相談に対応するとともに、アルコール依存症に関する指定医療機関での受診義務の履行を促進し、再発防止を図ります。【環境生活部】

③ 暴力団関係者等に対する指導等

(ア) 暴力団員の検挙、暴力団員からの相談等の機会を通じ、離脱に向けた指導や社会復帰に向けた指導等、働きかけを行います。【警察本部】

(イ) 「公益財団法人暴力追放三重県民センター」が主宰する「三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」(事務局は同法人内) および県外での就労希望者へ対応できる広域連携協定(同センターが他府県と締結)を活用するなど、同センターと連携し、暴力団からの離脱支援や離脱者に対する社会復帰対策を講じます。【警察本部】

④ 女性の抱える問題に応じた支援等

(ア) 犯罪や非行をした女性が、虐待や性的被害、摂食障害や育児等による主に精神的な悩みや問題を抱えている場合、再び犯罪や非行に走ることをしないよう、相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

⑤ 外国人に対する支援等

(ア) 外国人患者が安心して適切な医療を受けられるよう医療通訳者の育成などに取り組みます。また、医療保健・福祉サービスを含めた行政・生活情報を、県多言語情報提供ホームページ(M i e I n f o)で提供します。【環境生活部】

(イ) 「みえ外国人相談サポートセンター(M i e C o)」において、外国人住民の生活全般にわたる相談を多言語で一元的に受け付け、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。【環境生活部】

⑥ その他の取組

(ア) 受刑者に犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するために必要な知識および生活態度を習得させるため、さまざまな改善指導を行います。改善指導には広く受刑者全般に実施する「一般改善指導」と特定の事情や問題性のある受刑者に対して実施する「特別改善指導」があります。【三重刑務所】

(イ) 令和4(2022)年6月13日の刑法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、令和7(2025)年6月1日から拘禁刑が開始となります。拘禁刑とは、懲役刑および禁錮刑が統合され、これまで義務的であった作業の実施が、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、必要な指導を行うことができることに変更されます。今回の改正によって、受刑者の必要性に応じた作業を実施し、作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇を展開することが可能となり、作業を含む受刑生活への動機付けの強化や新たな教育プログラムを開始します。また、各刑事施設における集団編成についても、特性に応じた個別的な処遇を実施するため、専門的かつ真

に必要な処遇を適時に提供できる集団編成に見直します。【三重刑務所】

(ウ) 被保護者の社会復帰に資するため、保護観察所、三重県更生保護女性連盟等と連携し、地域交流活動や社会奉仕活動およびSST（社会生活技能訓練）を実施します。【三重県保護会】

(エ) 息の長い支援の一環として、これまで支援対象外であった保護観察や更生緊急保護を終了した刑執行終了者等に対し、必要な支援を実施します。【津保護観察所】

(2) 犯罪に至った者等の家族等に対する支援

(ア) 保護観察所では、犯罪や非行などに関する地域の方や関係機関等からの相談に応じています。刑務所等を出所した方や保護観察を受けていた方、そのご家族や支援者の方などからの相談を受けて、保護観察所の職員が困りごと・悩みごとをお聴きし、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整などを行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。【津保護観察所】

(イ) 自立相談支援機関においては、生活上の困りごとや不安を抱えている方を対象とした相談支援に取り組んでおり、その家族等からの相談についても個々の状況に応じた支援を行います。【子ども・福祉部】

以下は、本章で記載する取組の中から、犯罪に至った者等の家族等への支援にもつながると考えられる取組について、再掲で取りあげています。

(ウ) 薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が不可欠なことから、津保護観察所は年に数回、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適正な対応等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることを目的として、引受人会を実施します。【津保護観察所】 <<再掲>>

(エ) 保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者（65歳以上）について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様に、引き続き、優先入居の取組により支援します。【県土整備部】 <<再掲>>

(オ) 三重県居住支援連絡会の居住支援活動として、保護観察対象者や更生

緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組めます。【県土整備部】《再掲》

(力) 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。【医療保健部】《再掲》

(キ) 「三重県こころの健康センター」を中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援およびその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実します。【医療保健部】《再掲》

(ク) 薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図ります。【医療保健部】《再掲》

(ケ) 「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症の早期発見、早期介入、当事者、家族等からの相談に応じる支援体制や治療体制の整備など総合的に施策を推進します。【医療保健部】《再掲》

(コ) 「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざして、計画的に施策を展開します。【医療保健部】《再掲》

(サ) 精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組めます。【医療保健部】《再掲》

(シ) いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するため、学校現場に、スクールカウンセラーや教育相談員を配置し、生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、問題行動の背景には、家庭など児童生徒を取り巻く環境が影響している場合があるため、スクールソーシャルワーカーを中学校区や県立学校を拠点に配置し、福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【教育委員会事務局】《再掲》

- (ス) 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携し、関係機関につなげるなどの効果的な支援を行います。【教育委員会事務局】《再掲》
- (セ) 不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組むとともに、教育支援センターやフリースクール等との連携を図ります。【教育委員会事務局】《再掲》
- (ソ) 多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めます。【教育委員会事務局】《再掲》
- (タ) 県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者・児に対する適切な相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】《再掲》
- (チ) 犯罪や非行をした者に、発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら、相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】《再掲》
- (ツ) 犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることを防ぐよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組みます。【子ども・福祉部】《再掲》
- (テ) 「みえ外国人相談サポートセンター (M i e C o)」において、外国人住民の生活全般にわたる相談を多言語で一元的に受け付け、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。【環境生活部】《再掲》

5 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

(現状と課題)

県では平成 31 (2019) 年 4 月に「三重県犯罪被害者等支援条例」を施行、令和元 (2019) 年 12 月に「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等の支援に取り組んできました。

犯罪被害者等は、平穏な日常を送る中、思いがけず犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、心身に不調をきたす、経済的負担が増加する、周囲の偏見等による二次被害に苦しむなど、生活が一変します。

また、多くの犯罪被害者等は、自分のような被害者が新たに生まれないことを望んでいます。

国においても、刑の執行段階や更生保護における犯罪被害者等のための制度が整備され、取組が進んでいるところです。

こうした犯罪被害者等の心情等について、犯罪に至った者等が理解し、自らの責任等を自覚するための取組についても、充実を図っていく必要があります。

(具体的施策)

(ア) 犯罪被害者等の視点に立った矯正処遇等を充実させることを目的とし、令和 5 (2023) 年 12 月から刑の執行段階等における「被害者等の心情等の聴取および伝達制度」の運用が開始されました。

本制度においては、被収容者等の矯正教育および社会復帰支援において、被害者等の心情等をより直接的に反映し、被収容者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生等を効果的に図るよう取り組みます。【三重刑務所】【宮川医療少年院】

(イ) 更生保護における犯罪被害者等のための制度として、検察庁や矯正施設と連携し、加害者の仮釈放・仮退院等について意見を述べることができる「意見等聴取制度」、被害に関する気持ちを述べたり、希望に応じて加害者に気持ちを伝えたりすることができる「心情等聴取・伝達制度」、加害者の保護観察の状況等を知ることができる「被害者等通知制度」を運用するとともに、専任の担当者による相談・支援を実施します。【津保護観察所】

(ウ) 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組として、犯罪被害者等の支援に取り組む環境生活部等と連携して、矯正施設等での研修会の開催等を行います。【子ども・福祉部】

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(現状と課題)

従来から犯罪に至った者等を支援し、その更生や社会復帰を図る取組は、主として更生保護事業として全国的に、法務省（保護観察所）の主導のもとに取り組まれてきました。

地域社会においては、保護司（およびその団体である保護司会）をはじめ、更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティアの他、少年警察ボランティア等の民間ボランティアや、更生保護法人等の民間団体による長年の熱心かつ地道な活動によって育まれてきたものであり、更生保護そして再犯防止には、これらの民間協力者の活動が不可欠です。

民間団体としては、更生保護ボランティアに係る連絡助成等を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会や、津保護観察所の委託を受け、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を収容保護する更生保護法人三重県保護会（更生保護施設三重県保護会）の他、同じく更生緊急保護対象者等の宿泊保護等を行う自立準備ホームがあるとともに、薬物依存者の更生に取り組むNPO法人三重ダルク、就労支援を行う職親プロジェクト東海支部三重等が活動しています。

また、民間ボランティアとしては、警察署長等の委嘱を受けた少年警察ボランティア（少年警察協助手、少年指導委員および少年警察学生ボランティア）が活動しています。

犯罪に至った者等が、再び社会を構成する一員となるためには、社会において孤立することのないよう、地域住民の理解と協力を得ることが不可欠であり、そのためには、刑事司法関係機関や地方公共団体、保健医療・福祉施設や更生保護に関わる民間協力者等のみならず、社会全体における支援が必要となります。

国では、終戦直後であった約70年前から、「社会を明るくする運動」として、「すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こう」とする全国的な運動を推進しています。

県では、民間協力者の活動の促進に向け、退職予定の県職員、教職員に対して、退職後の保護司等就任について、意識の醸成に努めました。また、少年警察ボランティア活動について周知を図るとともに、学生ボランティア募集に関する情報を大学等に紹介し、新たな人材の確保に努めました。

しかしながら、更生保護や再犯防止の概念は、地域住民にとって必ずしも身近なものでなく、地域住民の関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても、十分に認知されていないという課題があります。

近年では保護司等の高齢化が進んでいるとともに、地域社会の人間関係の希薄化等による社会環境の変化もある中、引き続き保護司等の新たな担い手

の確保やボランティア活動の促進に取り組む必要があります。また、保護観察対象者等の処遇場面における保護司の安全確保についての課題もあります。

(具体的施策)

(1) 民間協力者の活動の促進

① 民間ボランティアの確保

(ア) 保護司の安定的確保に向け、地方公共団体と連携し、退職予定職員向けの研修会等において、保護司制度に関する資料を配布するなどの広報を実施するほか、保護司セミナーや保護司活動インターンシップの実施について、保護司会の活動を支援します。事件を担当する保護司の不安や負担を軽減するため、保護司の意向を十分にふまえ、保護司複数指名制を積極的に活用します。【津保護観察所】

(イ) BBS会や少年警察学生ボランティア等、学生や若年層の人材が求められるものについては、津保護観察所とも連携の上で、学校等への呼びかけを行い、学生や若年層への参加に向けた意識の醸成に努めます。【子ども・福祉部】【教育委員会事務局】【警察本部】

(ウ) 退職予定職員向けの研修会等において、保護司等の更生保護ボランティアの活動について取りあげ、退職後の就任について、意識の醸成に努めます。【子ども・福祉部】【総務部】【教育委員会事務局】

(エ) 警察本部のホームページ等において、少年警察ボランティアの活動について周知を図るとともに、新たな人材の確保に取り組みます。【警察本部】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

(ア) 保護観察対象者等の処遇場面における保護司の安全確保のため、地方公共団体や関係機関・団体に理解と協力を求め、保護司の自宅以外の面接場所として、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等を利用できるよう取り組みます。保護司の意向を十分にふまえ、保護司複数指名制を積極的に活用するほか、処遇場面における保護観察官の直接的関与を強化します。【津保護観察所】

(イ) 三重県保護司会連合会や三重県更生保護女性連盟、三重県BBS連盟、三重県保護会(更生保護施設)、地区保護司会、協力雇用主が行う更生保護活動について、協力および助成を行います。【三重県更生保護事業協会】

(ウ) 保護司が処遇技法を習得するための研修や犯罪・非行予防のための啓発活動に対して助成を行います。【三重県更生保護事業協会】

(エ) 更生保護法人三重県更生保護事業協会が行う関係事業への補助を引き続き行います。【子ども・福祉部】

(2) 広報・啓発活動の推進

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(ア) 「社会を明るくする運動」の一環として、一般県民に矯正行政に対する理解を深めてもらい、また協力を依頼することを目的に市民参加型の「三重矯正展」を開催します。【三重刑務所】

(イ) 「社会を明るくする運動」三重県推進委員会の事務局として、地方公共団体、関係機関・団体、民間協力者等と連携し、犯罪や非行をした者の更生や再犯防止について県民が関心と理解を深めるための広報啓発活動を推進します。【津保護観察所】

(ウ) 犯罪に至った者等の更生保護に対する理解と協力を得るための運動を展開しつつ、「子育ては地域育て」という視点に立って、子育て問題を地域全体の問題として捉えながら、子育て中の親を対象とした子育て相談や親子ふれあい行事をはじめ、講演会やケース研究会など、地域における更生保護の土壌を創り上げるための活動を行います。【三重県更生保護女性連盟】

(エ) 津保護観察所等と連携し、「社会を明るくする運動」の啓発活動として、毎年7月には、駅前での広報活動を引き続き行います。【子ども・福祉部】

(オ) 人権学習や教科学習等で、「刑を終えた人・保護観察中の人」の人権課題に対する関心を高めるための学習が行われるよう、指導資料等の活用を促進します。【教育委員会事務局】

7 国・市町・民間協力者等との連携強化

(現状と課題)

犯罪に至った者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、県、市町、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪に至った者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが求められています。

津保護観察所においては、各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、再犯防止の推進のためには、民間協力者における人材や活動体制等の確保に課題があるとともに、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町等が、さらなる協力体制を構築していくことも必要です。

市町における対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとした包括的な支援体制を県内全域に広げるとともに、国、県、市町、民間協力者等がより一層連携し、地域住民と一体となって、犯罪に至った者等を包摂する社会をめざしていくことが重要です。

(具体的施策)

(1) 連携強化のための取組

(ア) 対象者への相談・支援体制を構築するため、各市町および社会福祉協議会に検察庁の業務説明および対象者への入口支援の取組に関する協力依頼を行うなど連携強化を図ります。【津地方検察庁】

(イ) 再犯防止に向けた入口支援についての意見交換および情報共有を三重弁護士会、津保護観察所、「三重県地域生活定着支援センター」など関係機関と実施します。【津地方検察庁】

(ウ) 受刑者が社会に貢献していることを実感することによって、改善更生および円滑な社会復帰に資するものである社会貢献作業の実施に向け、関係各所との連携を強化します。【三重刑務所】

(エ) 更生保護に関する専門的知識を活用し、地方公共団体、地域住民、民間団体等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うことを通じ、関係機関等の連携強化を図るとともに、関係機関等による犯罪に至った者等に対する支援の充実を図ります。【津保護観察所】

(オ) 障がい者等の幅広い福祉人材の雇用につながるよう、社会福祉法人等と連携し、在院者に対して社会貢献活動の機会を付与します。【宮川医療少年院】

(カ) 被保護者の社会復帰に資するため、保護観察所、三重県更生保護女性連盟等と連携し、地域交流活動や社会奉仕活動およびS S T（社会生活技能訓練）を実施します。【三重県保護会】《再掲》

(キ) 津保護観察所および「三重県地域生活定着支援センター」が中心となって開催する地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制を充実し、刑務所等を出所した高齢または障がいのある者に対する支援について、具体的な困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深め、さらなる連携を図ります。【子ども・福祉部】《再掲》

(ク) 県再犯防止推進会議において関係機関と情報共有や意見交換を行い、各関係機関が実施する取組を相互に理解するなど、連携強化を図ります。【子ども・福祉部】

(ケ) 「三重県地域生活定着支援センター」では罪を犯した高齢や障がいのある者に対する福祉支援を通じて市町や各種福祉支援機関との連携を深めます。

また、地域での処遇検討会等に参加したり、支援に関する各種の会議を開催して地域との連携を深めます。【子ども・福祉部】

(コ) 「三重県地域福祉支援計画」においても、犯罪に至った者等に対する再犯防止の推進について盛り込み、地域で孤立せず、社会の一員として地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、国や市町、民間協力者等と連携して取り組みます。【子ども・福祉部】

(2) 市町における再犯防止の取組推進

(ア) 市町職員に対して、国、県、民間協力者等の再犯防止に関わる活動・取組の紹介や講演等の研修を実施することで、再犯防止に関する取組等について理解を深め、地域社会における再犯防止の取組を推進します。

【子ども・福祉部】

(イ) 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性や相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援や、地域のさまざまな主体と連携した社会参加に向けた支援などを一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとした、包括的な支援体制が県内市町に広がるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。【子ども・福祉部】《再掲》

第4章 評価指標と計画の推進体制

1 評価指標

当計画を実行性のあるものにするため、評価指標を以下のとおり設定し、進捗管理を行います。

〔参考指標〕 令和5（2023）年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数の割合 40.8%（※）
〔評価指標と目標〕 令和11（2029）年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数の割合 → 40%未満とする。

（※）【出典】三重県警察本部提供データ

対象とする犯罪は、刑法犯（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他）とし、全体の検挙人員（2,116人（うち少年218人））中、864人が再犯者であり、40.8%の再犯者率となっています。

2 推進体制

計画の推進にあたっては、刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、更生保護等に取り組む関係団体、市町代表で構成する「三重県再犯防止推進会議」において、計画の推進状況を定期的に評価・検証し、成果や課題についての情報共有、意見交換を行い、取組の効果的な実施を図ります。

【資料編】

◎再犯防止関係機関の組織概要(P49～86)

- ・津地方検察庁
- ・三重刑務所
- ・宮川医療少年院
- ・三重法務少年支援センター(津少年鑑別所)
- ・津保護観察所
- ・三重県地域生活定着支援センター
- ・三重県更生保護事業協会
- ・三重県保護司会連合会(保護司・保護司会)
- ・三重県保護会
- ・三重県更生保護女性連盟
- ・三重県 BBS 連盟
- ・三重県就労支援事業者機構/協力雇用主会
- ・三重弁護士会
- ・三重ダルク
- ・日本財団職親プロジェクト東海三重支部

◎用語集(P87～94)

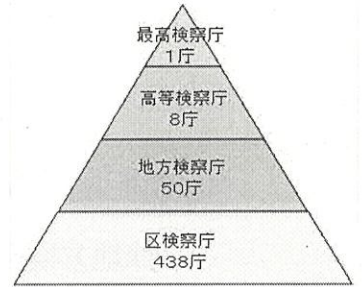
◎再犯の防止等の推進に関する法律 概要(P95～96)

◎(国)第二次再犯防止推進計画 概要(P97)

◆◆津地方検察庁◆◆

●検察庁の組織と役割

検察庁は、日本の行政機関の一つで、検察官の事務を統括する法務省の「特別の機関」であり、最高検察庁(1庁)・高等検察庁(8庁、支部6庁)・地方検察庁(50庁、支部203庁)・区検察庁(438庁)の4種類が、裁判所に対応して置かれています。



その中で、地方検察庁は、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。津地方検察庁は、三重県を管轄する地方検察庁で、支部が5庁、区検察庁が9庁置かれています。

検察の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動(裁判)を進めていくことにあります。

検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。

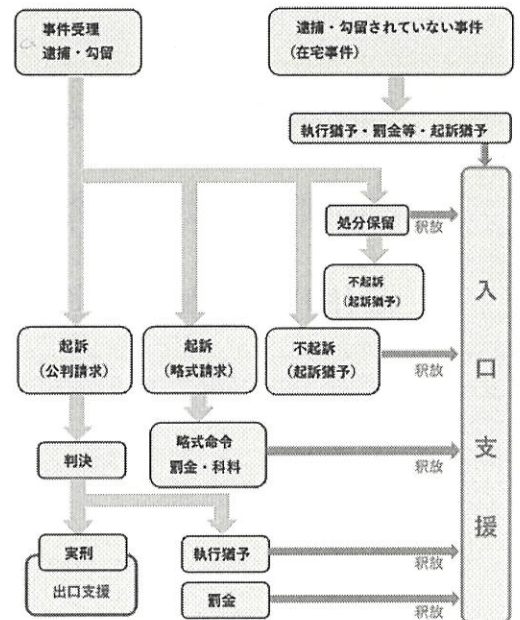
●再犯防止に係る取組

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった観点もふまえながら、捜査・公判活動を行っています。平成28(2016)年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」やそれに基づき閣議決定された「再犯防止推進計画」をふまえ、保護観察所、地方公共団体、福祉機関、弁護士といった関係機関とも連携して被疑者・被告人の再犯防止と社会復帰支援に取り組んでいます。

津地方検察庁が取り組む再犯防止、いわゆる入口支援とは、「罪を犯したものの、起訴猶予処分となった者、罰金となった者、裁判で執行猶予判決を受けた者など、『結果的に刑務所に入ることがなかった者』に対する支援」です。

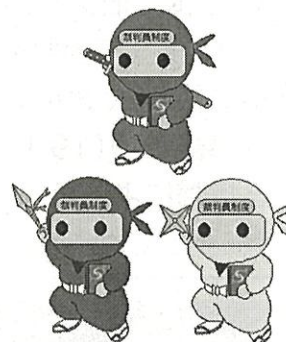
対象者は、高齢、知的・精神障がいまたは貧困等により、独力での社会復帰が困難であり、このままでは再犯に及ぶおそれがあると認められる者、そして、医療的支援を含む福祉的支援を行うことで更生が期待できると検察官が判断した者になります。

ただし、検察庁には独自の支援サービス、例えば住宅支援や就労支援ができる施設もシステムもありません。ですので、対象者の情報をいち早く得られる業務上の特性を活かし、地方公共団体や福祉関係団体と連携し既存の福祉サービスにつなげる「つなぎ支援」に取り組んでいます。



「つなぎ支援」を実現するためには、地方公共団体を始めとする関係機関との連携が極めて重要です。そのため、当庁では、平成28(2016)年度から、三重県内の市や町における福祉サービス窓口や社会福祉協議会などを直接訪問し、当庁の「入口支援」の取組について説明するとともに、再犯防止・社会復帰支援に係る協力要請を行ってきました。

検察の加害者への社会復帰支援は、犯罪被害者支援とともに、「再犯による新たな被害、再被害の防止」を目的とするものであり、「犯罪のない安全・安心な社会生活の実現」という刑事政策の枠組みの中で、両者とも検察に課せられた重要な役割であると認識し、それぞれの業務に取り組んでいます。



津地方検察庁広報キャラクター「みえるもん」

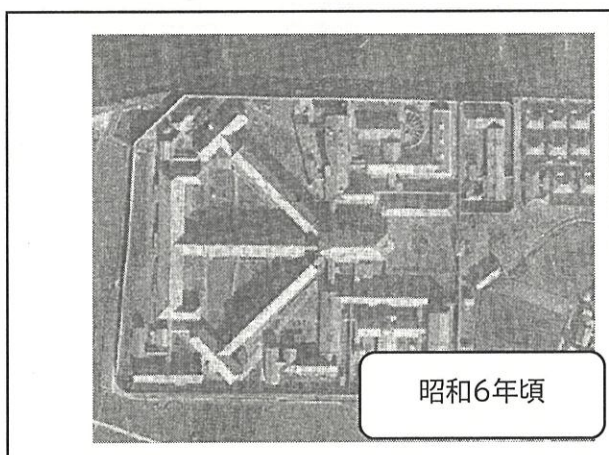
◆◆三重刑務所◆◆

●三重刑務所の組織と役割

刑務所は、自由刑の執行を主要な任務とする刑事施設であり、刑事施設は、法務省が所管し、内部部局である矯正局および全国8か所に設置されている地方支分部局である矯正管区の下に置かれています。三重刑務所においては、比較的犯罪傾向の進んでいない男子受刑者や、被疑者・被告人などを収容しており、受刑者には、規則正しい生活の下で刑を務めさせるとともに、善良な社会人として1日も早く社会復帰できるよう、作業や教育などを行っています。

三重刑務所の前身は、江戸時代、津城内にあった「津囚獄」とされており、明治10(1877)年、当時、旧久居藩の米倉庫であった建物を修繕して「津既決監獄署」として発足し、その後、「三重県監獄署」、「安濃津監獄」と名称が改称され、大正5(1916)年に現在地に移転し、大正11(1922)年に「三重刑務所」と改称されています。

その後は、昭和19(1944)年の東南海沖地震や昭和20(1945)年の三河地震、戦争による爆撃によって、大きな被害を受けましたが、さまざまな復旧・改修工事を経て、現在に至っています。



●再犯防止に係る取組

(1)就労支援

出所者には、さまざまな「生きづらさ」を抱えている者が多く、社会に自分の居場所を見つけることができずに孤立してしまい、再犯に及んでしまう人が多くいます。三重刑務所の受刑者では、約3割が犯罪時に無職であり、全国では約7割にも及び、就労の有無が犯罪に深く関係していることが分かっており、不安定な就労が再犯リスクとなっているため、就労支援は必要不可欠なものとなっています。

そこで、三重刑務所では、平成18(2006)年度からキャリアコンサルティング等の専門性を有する就労支援スタッフ(非常勤職員)を配置し、平成27(2015)年度には就労支援強化施設の指定を受けてハローワークの職員が週3日ほど当所に駐

在して求人紹介等の就労支援業務に携わっており、令和元(2019)年度からは就労支援専門官(常勤職員)を配置し、特に就労の確保を積極的に行っています。

令和7(2025)年6月に施行される拘禁刑の導入に伴う改善指導等の施策の一つとして、令和6(2024)年からは、就労重点処遇の試行施設として指定されたことから、就職するために必要な講義や協力雇用主による講話、職場体験、就労意欲を向上させる作業なども積極的に実施しています。

(2)福祉的支援

刑事施設入所者には、高齢者や障がい者が多いということが言われてきましたが、平成18(2006)年に法務省で大規模調査が行われ、身元引受人のいない出所者のうち、自立困難な高齢者または障がい者が7割を占め再犯率が高いこと、さらにその事件の動機が困窮や生活苦である者が4割弱であったことが分かりました。これらの出所者が直面することは、出所後の宿泊先の当てもない、所持金が少ない、身元保証人がいないため部屋が借りられない、身分証がないなど、困窮や生活苦などです。これらをふまえ、関係省庁連絡会議や高齢者または障がいを抱え自立が困難な出所者等の地域生活定着支援の制度化を経て、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正収容中に者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」が矯正局と保護局によって制度化され、これに基づき福祉的支援を実施しています。

三重刑務所では、平成22(2010)年から社会福祉士を配置し、出所に向けて受入れ施設の確保や福祉サービスの利用支援、対象者が福祉支援を受けながら自律的で健全な生活を送ることができるよう、基本的な社会的知識と社会適応力を付与するための社会復帰支援指導プログラム、高齢者のための認知症予防プログラム等、社会復帰後に生活に困ることなく社会に定着し、再犯をしない生活を送ることができるようになるためのさまざまな支援をしています。

(3)刑務作業

刑事施設においては刑務作業を行っており、①規則正しい勤労生活を維持できるように、規律、ルールのある生活態度を習得させる、②共同作業を通じて望ましい社会共同生活や作業への順応性を養う、③勤労意欲、勤労の習慣を身に付ける、④職業的な技能および知識を付与する、⑤与えられた作業目標の達成を通じて忍耐力ないし集中力を養うとともに、達成感を得ることで、釈放後、安定的に就労して社会復帰を円滑にするという目的があります。

刑務作業には、生産作業、自営作業、職業訓練および社会貢献作業の4種類あります。生産作業とは製品を製作する作業や労務を提供する作業のことであり、自営作業とは施設内の炊事、洗濯、清掃、修繕等を行う作業のことであり、職業訓練とは職業に関する免許や資格を取得し、知識や技能を習得する訓練のことであり、三重刑務所では、溶接科、ビル設備管理科、ビルハウスクリーニング科、建設機械科およびビジネススキル科の5種目を実施しています。また、社会貢献作業とは社会への貢献を受刑者が実感することを目的とした、労務を無償で提供する作業の

ことであり、令和6(2024)年度は、津財務事務所からの依頼を受け、三重刑務所の近隣にある公園において草刈りを実施しており、受刑者に対して公益性の高いボランティア的作業を通じて社会的な孤立感の解消と愛他精神や幸福感の育成を図ることができることから、今後においても、積極的な実施が期待されるものです。

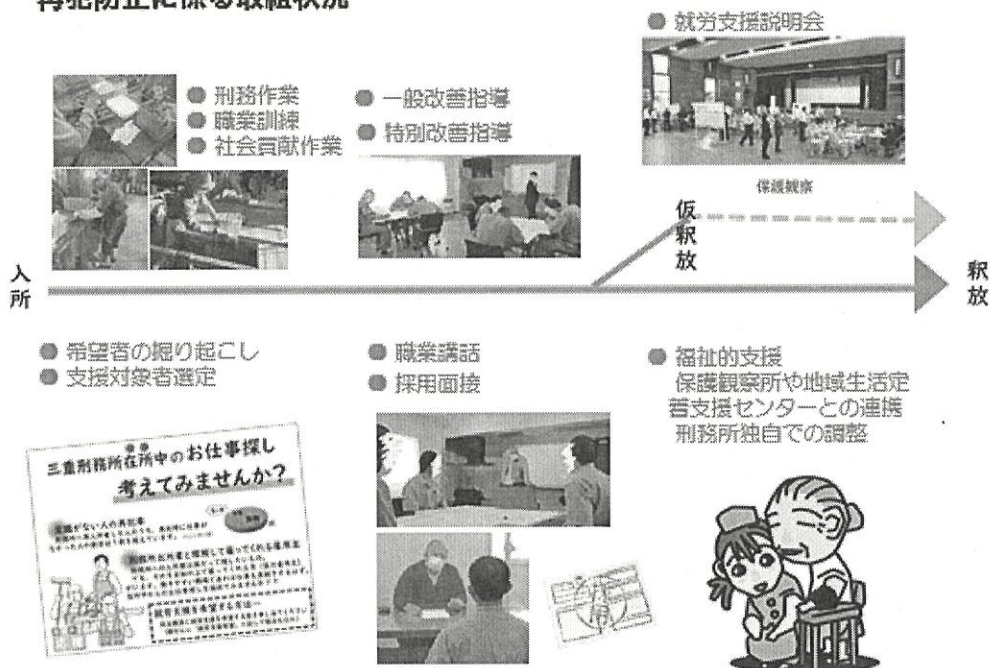
刑務作業は、令和7(2025)年6月以降の拘禁刑下において、個々の受刑者の特性と、その改善更生および円滑な社会復帰のための必要性に応じて実施していくことが求められており、受刑者に身に付けさせる職業上の能力によって三段階に区分し、その区分に応じて適切に動機付けを行った上で作業を実施する基礎的作業などを実施することとしています。

(4)改善指導

広く受刑者全般に対して行う一般改善指導として、受刑者に被害者・遺族の感情を理解させ、自分の背負った罪の重さを自覚させ、被害弁済に誠実に向き合わせるための「被害者感情理解指導」や、アルコールやギャンブル、粗暴性など、生活スタイルに問題があり、それが原因で罪を犯した受刑者に対して、その問題性を正しく理解させ、自己の意識・態度・行動を社会に適合できる範囲にコントロールできるようにする「行動適正化指導」などを行っています。また、特定の事情や問題性のある受刑者に対して実施する特別改善指導として、三重刑務所においては、「薬物依存離脱指導」、「性犯罪再犯防止指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」、「交通安全指導」および「就労準備指導」を行っているところ、令和7(2025)年度からは、特定の対象者のみに実施していた「就労準備指導」が、一般改善指導に変更となり、広く受刑者全般に実施することとなります。

また、令和7(2025)年度からは、新たな特別改善指導として、「暴力防止指導」が加わることが予定されています。

再犯防止に係る取組状況

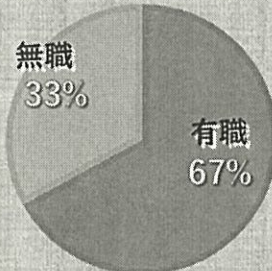


再犯防止の必要性

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、立ち直ることが難しくなっている人がいます。

仕事がない

約3割程度が犯罪時無職



障害がある

約2割程度が精神若しくは知的障害あり



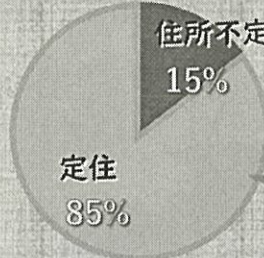
教育程度が比較的低い

約4割程度が高卒未満



約2割程度が犯罪時住居不定

住居がない



系列1 表典2
総: 112 (19%)

犯罪傾向の進んでいない三重刑務所の状況

別途表示以外は令和6年8月31日現在

地域に戻っても



地方公共団体



関係機関の連携不足、前科があること等により地域において孤立

再犯

刑事施設だけでは対応が難しいという課題
⇒地域社会での継続的な支援の必要

【刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援
- 就労支援



+



再犯を防止して新たな被害をなくし、明るい社会を築く

◆◆宮川医療少年院◆◆

●宮川医療少年院の組織と役割

宮川医療少年院では、主に名古屋高等裁判所および大阪高等裁判所管内の家庭裁判所において、第1種および第2種少年院送致決定を受けた、おおむね 12 歳以上の男子を収容しています。

全国には、当院のほかにも「医療少年院」という名称の施設がありますが、医療少年院には「身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者」を対象とする施設(第3種少年院)と「知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者、情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者で処遇上の配慮を要する者」を収容する施設(第1種・第2種少年院)があり、当院は後者に該当します。

処遇方針として、在院者個々の特性や問題性に対して丁寧に対応するため、個別的な働きかけを大切にし、治療的教育を実施しているのが特徴です。



宮川医療少年院外観

●再犯防止に係る取組

(1)矯正教育

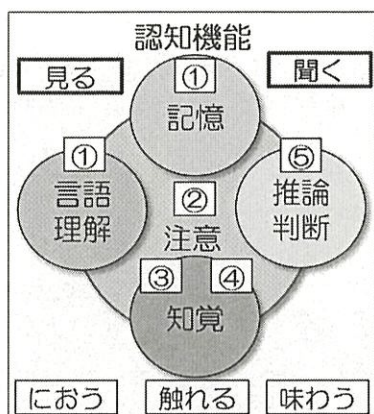
少年院における処遇の中核となるのは矯正教育であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導および特別活動指導の5つの分野にわたって、体系的かつ組織的な指導を行います。

特色ある教育種目としては、生活指導に含まれる治療的教育として、「認知機能向上訓練(コグトレ)」および「認知作業訓練(COGOT)」などを実施しています。コグトレの目的は、以下の2点が挙げられます。

- ① 全ての行動の基盤である認知機能(覚える、数える、写す、見つける、想像する)を向上させることにより、矯正教育を受けるための土台を作ること
- ② 認知機能がうまく働かず、外部情報を上手に処理できないことで、間違った計画・行動をしてしまい、結果として非行におよぶなど、認知機能の弱さからくる生きづらさや挫折等による非行の一因を解消すること

対象者は全在院生ですが、特に IQ が 85 以下の中学生・高校生に該当する少年については、重点的なグループコグトレ(80 分×週2回×4か月)または個別コグトレ(週3~4日×1時間×4か月)を実施し、訓練前に比べて、認知機能の上昇が見られています。

(認知機能の図)



(認知作業訓練(COGOT)の様子)



閉眼片足立ち



棒うけ渡し

また、社会貢献活動の一環として水産業福祉連携推進事業に取り組んでおり、在院者に牡蠣養殖用ロープの釘抜作業に取り組ませています。作業をとおして、社会貢献活動の機会を付与するとともに、地域共生社会の実現をめざします。

(釘抜き作業の様子)



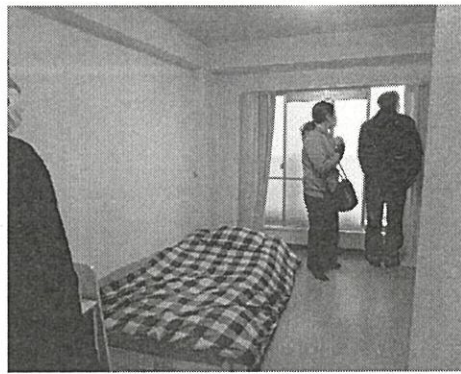
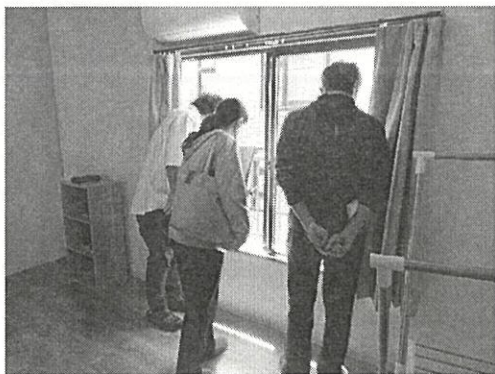
(2) 社会復帰支援

当院の在院者の中には、円滑な社会復帰のために福祉的支援を必要とする者も少なくないことから、施設に配置されている社会福祉士等の助言を受けながら、

引受人がない在院者の帰住地の調整や療育手帳等の取得、出院後に福祉サービスを受けるための各種支援を行っています。

具体的には、在院中に出院後の復学・進学先の学校や、グループホーム等の帰住予定地を職員が同行して見学するなどの取組を行っています。彼らの円滑な社会復帰のためには、関係機関との連携が欠かせないものです。

(グループホーム等見学の様子)



□問い合わせ先

宮川医療少年院 調査・支援係 0596-22-4844(音声案内①)

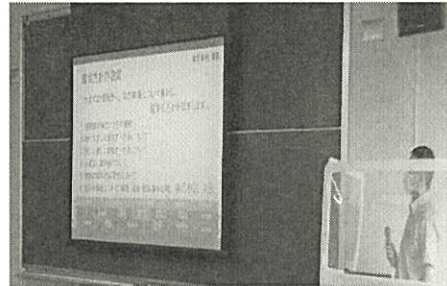
◆◆三重法務少年支援センター(津少年鑑別所)◆◆

●三重法務少年支援センター(津少年鑑別所)の組織と役割

右のシンボルマークに記載されている「あのつ青少年相談室」という名称は、同センターの名称が加わる前からあったもので、現在は使用していないのが実情ですが、正式に登録を抹消してはならず、名残のような形で残っているものです。

三重法務少年支援センターは、津少年鑑別所に併設された法務省の専門機関です。県内における非行・犯罪の防止に関する活動や、青少年の健全育成に関する活動の支援などに取り組んでおり、こうした取組を「地域援助」業務と呼んでいます。

具体的には、少年や保護者の求めに応じて心理相談を実施しているほか、関係機関・学校等の求めに応じて、各種研修会、事例検討会、講演会などへの参画・協力等を行っています。令和5(2023)年にはオンライン相談も開始し、県内であっても時間や距離の制約から来所での相談等が難しい方にも同センターによる心理支援を利用していただきやすくなりました。



●再犯防止に係る取組

組織名称に「少年」という言葉が含まれていますが、大人の方の相談も受け付けています。また、必要に応じて各種心理検査のほか、ワークブックを用いた働き掛けを実施しています。

全国の法務少年支援センターでは、関係機関等との連携を強化し、地域援助の推進を図ることを目的に「地域援助推進協議会」を開催しています。当センターでは、最近では令和6(2024)年2月28日に県内各地の児童相談所、教育機関等の参加のもと、協議会を開催しました。今後も協議会を通じて、関係機関等との連携を維持・強化し、新たな交流や協働をめざしていきます。

●その他

東日本大震災が発生したときには各地の少年鑑別所の心理技官が現地に赴いて被災者に対する心理支援を行いました。

令和6(2024)年1月1日に発生した能登半島地震が発生した際にも、石川県教育委員会から依頼を受けて、金沢少年鑑別所を中心としたチームが編成され、集団避難していた被災者に対する心理支援が行われました。当所の心理技官もこのチームに加わり、同年3月4日から7日にかけて、派遣先である石川県医王山スポーツセンターにて、避難生徒および教職員に対して心理支援を行いました。その具体的な内容は、支援を必要とする避難生徒のスクリーニング、避難生徒に対する相談等の心理的な支援、避難生徒が通学する学校の教員等の関係者との情報共有です。

□問い合わせ先

<三重法務少年支援センターの連絡先>

相談受付は電話またはメールにて行っていますので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

三重法務少年支援センター:059-222-7080(専用ダイヤル)

3.tsushounenkanb.bp4@i.moj.go.jp(メールアドレス)

全国共通相談ダイヤル :0570-085-085

(月曜から金曜(祝祭日を除く)の午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時までを除く)

◆◆津保護観察所◆◆

●津保護観察所の組織と役割

津保護観察所は三重県内の保護司667人(令和7(2025)年1月1日現在)、更生保護女性会員1,755人(令和6(2024)年4月1日現在)、BBS会員120人(令和7(2025)年1月1日現在)および協力雇用主385事業主(令和6(2024)年10月1日現在)の方々ならびに更生保護施設「三重県保護会」と共に更生保護の諸活動を展開しています。

●再犯防止に係る取組

1 保護観察対象者に対する地方公共団体による就労支援への取組

(1)公共工事等の競争入札参加資格審査における優遇措置への取組

平成26(2014)年6月には、名張保護司会および津保護観察所の働きかけにより、名張市が実施する公共工事等の条件付き一般競争入札の格付けについて、建設業を営む事業主が保護観察対象者を3か月以上雇用した場合、地域・社会貢献項目として、総合点に3点を加点する優遇措置を図ることができるようになりました。

また、同年7月には、松阪保護司会および津保護観察所の働きかけにより、松阪市が実施する公共事業等の競争入札参加資格審査において、協力雇用主に登録している場合は2点、保護観察対象者または更生緊急保護対象者を通算3か月または90日以上雇用している場合はさらに3点、上限5点を資格総合点数に加点する優遇措置を図ることができるようになりました。

なお、津保護観察所では、県内の他の地方公共団体に対しても、刑務所出所者等への就労支援の重要性の認識について、働きかけているところです。

2 住居の確保および満期釈放者等対策への取組

(1)更生保護施設および自立準備ホームにおける実施の体制

津保護観察所管内(県内)には、更生保護施設が1施設(三重県保護会/入所定員:男性20人(成人男子12人・少年8人)、自立準備ホームが8事業所(受入れ定員:計51人)あり、適当な住居のない刑務所からの満期釈放者等を積極的に受け入れています。

(2)保護観察対象者への支援

保護観察対象者については、主として処遇施設の機能を持つ更生保護施設での受入れとなりますが、対象者の性別や個性その他の特性などを考慮し、自立準備ホームでの受入れを調整するなど、柔軟かつ積極的に取り組んでいます。

(3)刑務所満期釈放者等への支援

刑務所を刑期満了で出所した者などは、保護観察に付されず、保護観察としての指導監督はできませんが、更生緊急保護(注1)対象者として、特に三重刑務

所などを満期出所した者について、本人の申出のもと、住居の確保や就労支援などの可能な限りの支援を行っています。

また、他にも検察庁で起訴猶予処分となった者などが、更生緊急保護の対象になりますが、津保護観察所としては、津地方検察庁と緊密な連携体制を構築し、万全な体制で入口支援に当たっています。

(注1)次の①～③のすべてに当てはまる者に対して、更生緊急保護として原則6か月、措置が行われます。

措置は、保護観察所が直接行う場合と、更生保護事業を行う者等に委託して行う場合があります。

①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人

②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、又はそれらのみでは改善更生できないと認められた者

③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た者

【措置の内容】

食事の給与、医療および療養の援助、帰住の援助、金品の給貸与、宿泊する居室および必要な設備の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な指導助言等

(4)住居等の確保に向けた体制の強化

その他、矯正施設在所中に、帰住予定地を県内市町の特定の場所に希望しながら、生活環境調整が難航している者についても、地方更生保護委員会および矯正施設と連携し、受入体制を調整しています。

特に、出所後県内に帰ってくる可能性の高い者で、住居や就労が不安定な者については、その不安定さが原因で再犯に至ることのないよう、更生保護施設や自立準備ホームを帰住予定地とするように働きかけるなど、支援の可能性を広げています。

津保護観察所では、刑務所出所者等の住居の確保に係る諸問題について、今後もあらゆる角度から対策を講じ、体制を強化していくよう努めていきます。

3 薬物依存対象者の引受人会に係る取組

(1)引受人会開催の目的

薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が必要不可欠です。そのため津保護観察所では年5回、三重ダルクと連携し、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適切な対応方法等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることなどを目的として、引受人会を実施しています。

(2)引受人会の内容

引受人会は、県内のより多くの方々が参加できるよう、津保護観察所の本庁(津市)に加えて、四日市駐在官事務所(四日市市)、志摩LABOでも実施し、また

薬物依存からの回復支援について理解を深めるため、三重ダルクにおけるダルクミーティングの見学も取り入れています。令和5(2023)年度は、引受人・家族等24人、保護司7人(いずれも延べ人員)が参加しています。

(3)息の長い支援に向けて

薬物依存対象者の再犯防止に向け、薬物依存対象者とその家族や引受人等が「孤立」しないよう、三重ダルクを中心とした関係機関・団体等との連携強化に努めています。

令和6(2024)年12月の時点において、三重ダルクを引受人とした生活環境調整が2件係属しているほか、三重ダルクで生活している保護観察対象者が2名おり、薬物依存症からの回復を続けているところです。

4 加害者に犯罪被害者等の心情等の理解を促すための取組

(1)更生保護における犯罪被害者等施策の概要

平成19(2007)年12月から、更生保護の分野における犯罪被害者等施策が導入されました。法務省における被害者等通知制度は、検察庁、刑事施設、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所等が連携して、通知を希望する被害者等に対して、加害者の処遇等の状況を通知するものですが、更生保護における本施策は、被害者等通知制度、意見等聴取制度、心情等聴取・伝達制度および相談・支援の4つからなっています。

保護観察所において被害者等に対応する職員は、原則として被害者担当官および被害者担当保護司とし、被害者対応の専用電話を設置して対応しているところです。

なお、意見等聴取制度は、主として地方更生保護委員会において実施されているもので、仮釈放審理等の際に、被害者等の意見を伺うものです。

(2)加害者に犯罪被害者等の心情等の理解を促すための取組

保護観察所では、被害者等通知制度において、加害者の保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を被害者等に通知しています。

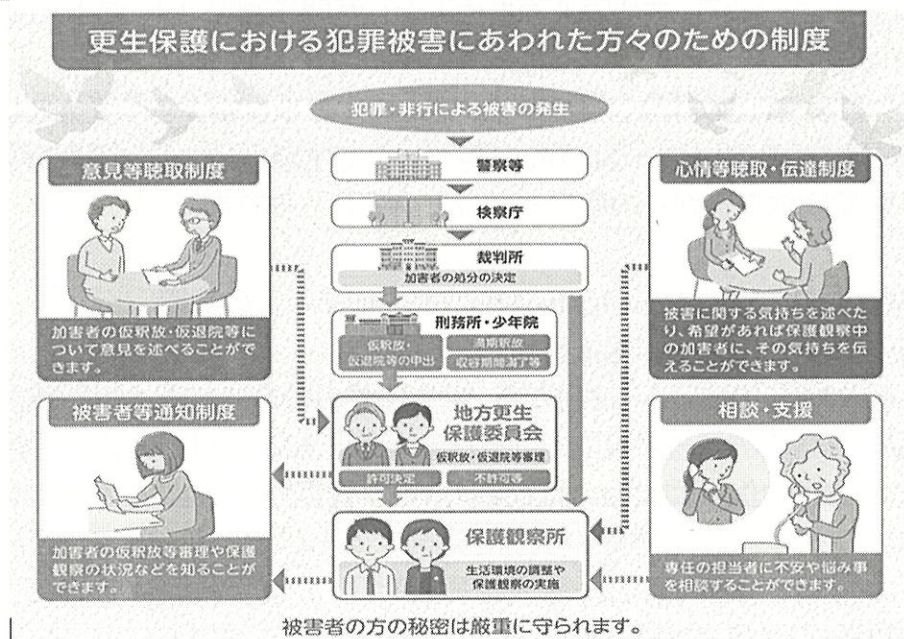
また、心情等聴取・伝達制度は、被害者等が、保護観察所を介して、保護観察中の加害者に対して被害に関する心情等を伝達できる制度です。本制度は、その心情等を加害者に伝えたいという被害者等の希望に配慮するとともに、被害者等の心情等を加害者に具体的に認識させるという観点から実施されており、保護観察を受けている者に対して、犯罪被害者等の心情等を理解させるための取組です。

(3)その他犯罪被害者等に対する取組

相談・支援は、犯罪被害者等からの相談に応じて、悩みや不安等を聴取し、その軽減または解消を図ることや、犯罪被害者等の支援に関する制度の説明等を行うものです。

そのため津保護観察所では、みえ犯罪被害者総合支援センター等関係機関との連携を強化するとともに、保護観察所職員や保護司に対して、被害者等の心情等を理解するための研修を行っています。

～更生保護における被害者等施策の概要～



【法務省ホームページより】

5 持続可能な保護司制度の確立に向けた取組～近年の保護司および保護司活動に関して

(1) 課題としての保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化

三重県の更生保護において、更生保護制度の根幹を支える保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化は、大きな課題となっています。三重県の保護司の充足率は、平成29(2017)年1月1日には92.8%(定員764人のところ709人)ありましたが、平成31(2019)年1月1日には90.6%(692人)まで減少し、令和7(2025)年1月1日現在では、さらに減少して87.3%(667人)となっています。なお、全国では令和7(2025)年1月1日現在、定員52,500人のところ46,045人で、充足率は87.7%です。更生保護には、再犯を防止することにより、新たな被害者を生まないという役割があり、保護司の減少は、地域の安全・安心にも関わる大きな課題です。保護観察や生活環境の調整などの事件の担当だけでなく、地域における犯罪予防活動などの保護司会活動の活性化の推進や、高齢の保護司が今後定年により辞任していくことをふまえた場合、地域における保護司の安定的確保が課題となっています。

(2) 保護司の安定的確保に向けて

保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司候補者を確保することなどを目的に、保護司候補者検討協議会や保護司セミナー、保護司活動インターンシップなどを行っています。検討協議会では、地域の自治会長や地域住民、民生委員・児童委員の代表者、行政機関や社会福祉協議会職員、小中学校長、保護司OBなどが集まり、更生保護について理解を深めるとともに、適任者の発掘に努めています。保護司セミナーでは、保護司活動への理解と関心を高めってもらうため、地域の関係機関・団体等のほか、地域住民などを対象に、保護司活動等を紹介するなどしています。保護司活動インターンシップでは、保護司活動の内容を具体的に知ってもらうため、実際に保護司活動を体験してもらっています。その他、関係機関・団体に働きかけるなどの、広報活動も行っています。

また、保護司の面接場所の拡充や保護司実費弁償金の充実、デジタル化の促進など、保護司の活動面における充実にも取り組んでいます。

(3) 再犯防止の拠点としての「更生保護サポートセンター」と保護司活動の支援

一方、県内では平成23(2011)年に松阪、平成24(2012)年に津、平成25(2013)年に四日市および鈴鹿の各保護司会で設置が始まった「更生保護サポートセンター」について、平成30(2018)年度には県内全16保護区において、当該地区内の公共施設内等に設置され、保護司同士が相集い、犯罪予防活動の拠点、各種ケース協議の場として、また各関係機関・団体との連携や会議の場として活用されています。また同センターは、経験の浅い保護司が、経験豊かな先輩保護司の助言を受けやすい場にもなっています。

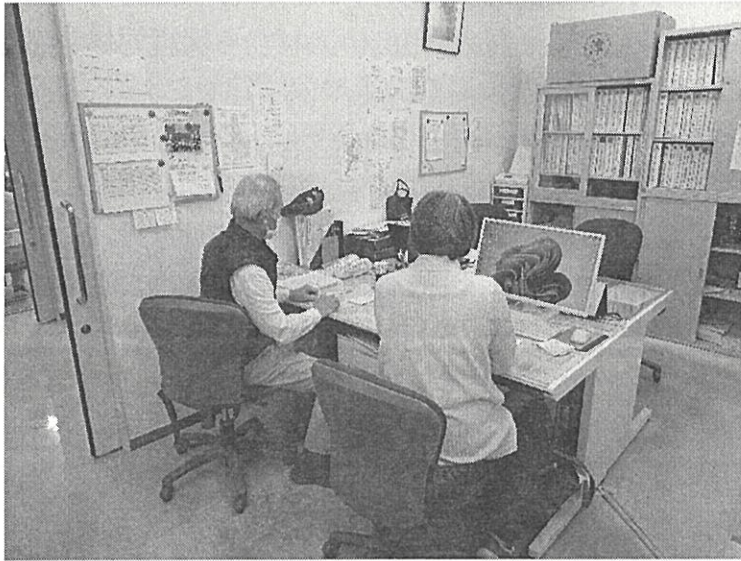
津保護観察所においては、特に新任の保護司には、経験豊かな保護司と共に一つの事件を担当することや、複数担当指名の積極化により、保護司の事件担当に係る経験を共有化し、経験を次世代につないでいくことを重視しています。もっとも、事件担当においては、担当の保護観察官が全力でサポートし、協働して保護観察対象者等の支援や指導を行っているところです。



保護司等代表者協議



退任保護司感謝状伝



更生保護サポートセンターの様子（津）

□問い合わせ先

津保護観察所 059-227-6671

◆◆三重県地域生活定着支援センター◆◆

●三重県地域生活定着支援センターの組織と役割

厚生労働省では平成 21(2009) 年度から、高齢または障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設入所者について、矯正施設や保護観察所等と連携・協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための地域生活定着支援事業(現在は地域生活定着促進事業)が開始されました。

地域生活定着支援事業では、各都道府県の「地域生活定着支援センター」において、福祉的な支援の必要な退所者が、退所後直ちに福祉サービスを受けられるよう調整業務が行われているとともに、平成23(2011)年度中には全国47都道府県にセンターの設置が完了し、全国的な広域調整も行われています。

なお、三重県地域生活定着支援センターは、平成22(2010)年4月に設置されています。地域生活定着支援事業の検討がなされていた当時、刑務所内での高齢者の増加や障がい者の多いことが、全国的に問題となっており、その多くが、退所後の生活に目途が立たず、再犯に至っていたとともに、犯罪(再犯を含む)をして矯正施設に入る背景にも、高齢や障がいによる生活の困難さがあると指摘されていました。

このような者に必要な福祉サービスを提供することが、生活の破綻を防ぎ、ひいては再犯を防ぐことにもつながると考えられ、事業化されたものです。

<福祉サービスにつなげる制度的・環境的側面からの困難さ>

地域生活定着支援センターの業務は、矯正施設に入所する高齢や障がいのある者の退所に際して、福祉サービスにつなげることですが、そこにはさまざまな困難がありました。

矯正施設入所者には、例えば住居がない、住民票や身分を証明するものがない、身元保証人がいない、などといった事情のある者も多く、そのような者を退所後の福祉サービスに結びつけることは、手続等の制度的側面から難しく、また、矯正施設入所者という点のみをもって、環境的側面から福祉施設の利用等を断られる場合もありました。

このような現実について、現在でもすべて解消しているとは言えませんが、地域生活定着支援事業の開始から15年を経て、関係機関や関係事業者等による連携・協働と不断の努力により、徐々に改善されてきたところです。

<人による人への息の長い支援の必要性>

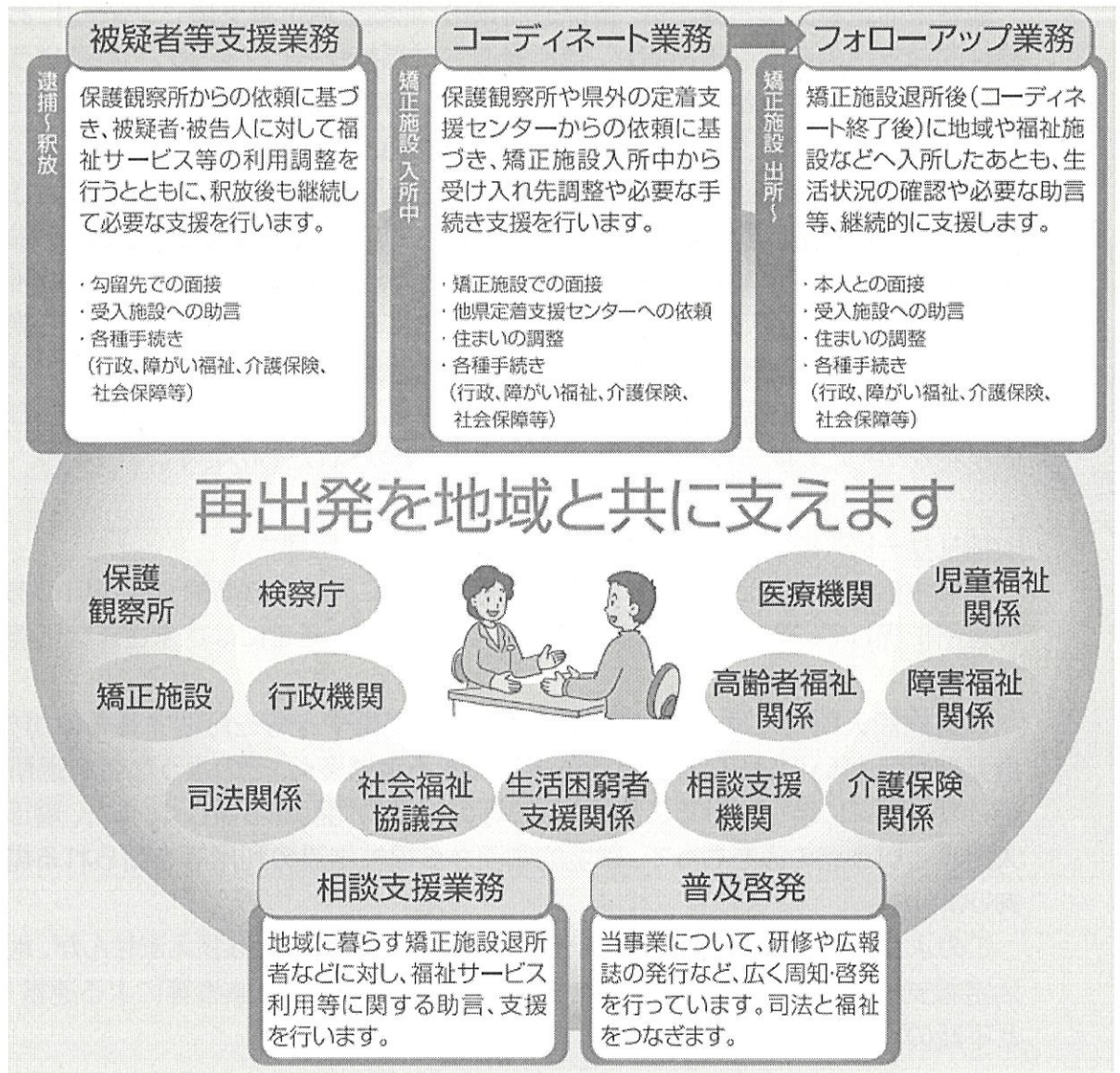
一方、制度的・環境的側面の改善のみで、矯正施設退所者の地域生活への定着が進むものではありません。

このような者の多くは、人とのつながりを失い、社会の中での居場所を見いだせずにいるため、地域や施設での生活にも馴染みにくさを感じています。関係者の努力で、取り急ぎ福祉サービスにつなげ、サービスの提供を開始しても、それだけでは

安定した生活につながらない場合が多く、そこには人(地域生活定着支援センターを含む関係者)による人(矯正施設出所者)への親身になった、息の長い支援が必要となります。

●再犯防止に係る取組

(1)三重県地域生活定着支援センターの業務



(2)関係機関との連携

関係機関、市町、支援機関との処遇検討会等を積極的に開催、参加することにより、犯罪に至った者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していきます。

また、三重県地域生活定着支援センターでは、不起訴や起訴猶予、刑の執行猶予になった者等に対する相談も受けており、関係者とも連携しながら可能な範囲で、必要な福祉サービスの提供や住居の確保、その他生活の再建に向けた支援を行っています。

幅広い相談支援により、高齢や障がいがあるような再犯をさらに防ぐことにつながるものと考えています。

□問い合わせ先

三重県地域生活定着支援センター

電話 059-221-1025

FAX 059-229-1314

e-mail sien-center@star.ocn.ne.jp

◆◆三重県更生保護事業協会◆◆

●三重県更生保護事業協会の組織と役割

三重県更生保護事業協会は、通所・訪問型保護事業、地域連携・助成事業等を行う更生保護法人として、再犯防止に係る取組をはじめ、三重県保護司会連合会、三重県更生保護女性連盟、三重県 BBS 連盟、更生保護施設(三重県保護会)、三重県就労支援事業者機構などの民間協力組織の活動費や研究・研修費を助成したり、“社会を明るくする運動”として、犯罪や非行のない安心・安全の社会をめざす活動に対して支援したりしています。また、更生保護事業に長年貢献された功労保護司をはじめその他関係者に対し、感謝の意を表するため、毎年11月に開催される「三重県更生保護大会」または「三重県更生保護事業関係者顕彰式典」に対して助成しています。

●再犯防止に係る取組

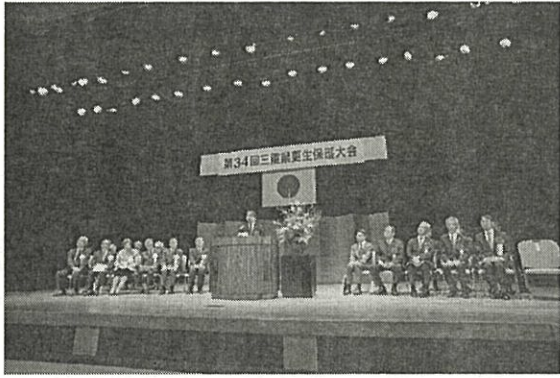
三重県更生保護事業協会は、再犯防止のため、通所・訪問型保護事業として保護観察となった人や刑が終了した人たち等の中で援助や保護が必要な人に対して、食事費・医療費・帰住の旅費などの支援をしたり、過去の犯罪や非行により就職が難しい人が自立して社会復帰ができるよう、全国就労支援事業者機構の身元保証制度を活用して就労を支援したりしています。また、“社会を明るくする運動”として三重県推進委員会に対し助成し、5月の“社会を明るくする運動”三重県推進委員会会議の開催、7月の強調月間および再犯防止啓発月間での津駅頭広報活動や津市内各所へ横断幕や懸垂幕等を掲示する活動、また小中学生対象の作文コンテスト等を支援しています。



第74回社会を明るくする運動ポスター



第74回社会を明るくする運動
三重県推進委員会



第34回三重県更生保護大会



津駅での広報活動

□問い合わせ先

三重県更生保護事業協会 059-227-6724

◆◆三重県保護司会連合会(保護司・保護司会)◆◆

●三重県保護司会連合会の組織と役割

保護司は、犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした者が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

また保護司は、各々に配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

全国組織としては、全国保護司連盟があり、各地方更生保護委員会および保護観察所単位で、地方保護司連盟および保護司会連合会があります。

※地方更生保護委員会は、各高等裁判所に対応して置かれ、三重県は中部地方更生保護委員会の所管となります。(所管地域:富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県)

※県内には、三重県保護司会連合会のほか、次の16保護区(県内全保護区)に保護司会があります。(桑名、員弁、四日市、三重、鈴鹿、亀山、津、松阪、多気、伊勢、度会、伊賀、名張、鳥羽志摩、尾鷲、熊野)

●再犯防止に係る取組

保護司会の任務としては、犯罪予防活動や社会資源を開拓する活動等の地域活動、保護司の職務に関する連絡および調整、保護司の職務に関する研修、保護司会の活動に関する広報宣伝、保護司の人材確保の促進に関する活動などが挙げられます。

特に犯罪予防活動は、地域社会の方々に対して、保護司が持つ犯罪者の改善更生等に関する知識を基盤として、各関係機関・団体と協力し、犯罪予防と更生保護についての問題意識を向上させることを目的に実施しており、併せて、犯罪の発生の原因となる環境条件を除去するなどにより、犯罪予防の効果を上げようとする活動です。

また、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、各々の立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”(毎年7月が強調月間)において、保護司会は、地区推進委員会の要として活動しています。

三重県では知事が“社会を明るくする運動”の三重県推進委員会委員長となって、この運動を盛り上げているところであり、県内各地においても、多くの市町の首長や職員の方々に加えて、各関係機関・団体からの多大な協力を得ながら、各地区の保護

司会を中心に、県内の主要駅やショッピングモールなどでの啓発活動を実施しています。

また、小学校や中学校において薬物乱用防止教室を開催し、小中学生を対象とした作文コンテストを行っているほか、各種講演会、更生保護女性会やBBS会とともにケース研究会等を開催しています。



県：伊勢湾ヨットレースで横断幕掲出



津：津まつりでの広報活動



鈴鹿：中学生に一日保護司委嘱



名張：“社会を明るくする運動”卓球

□問い合わせ先

三重県保護司会連合会 059-227-6724

◆◆三重県保護会◆◆

●三重県保護会の組織と役割

三重県保護会は、明治27(1894)年5月に三重県監獄署(三重刑務所の前身)の主唱により、三重県免囚保護会として創立されました。その後大正2(1913)年に三重県保護会に改称され、昭和25(1950)年に更生緊急保護法の施行に伴い、財団法人としての認可を受けるに至りました。さらに平成8(1996)年には更生保護事業法の施行に伴い、更生保護法人として組織を変更し、現在に至っています。

津保護観察所の委託を受け、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を収容保護する更生保護施設は、刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰る場所や住む場所がない者に対して、一時的な宿泊場所や食事の提供を行う施設です。その間には、就職指導や社会適応のための必要な生活指導を行い、被保護者の円滑な社会復帰を支援しています。

また、施設の老朽化に伴い、平成25(2013)年3月に全面改築を行い、入所定員は男性20人(成人男子12人・少年8人)となっています。

●再犯防止に係る取組

1 施設における処遇活動

被保護者の日々の生活指導や就職支援に加えて、「SST(Social Skills Training:社会生活技能訓練)」などの種々の処遇を行っています。さらに、近年では高齢や障がい等により自立が困難な方の受入れを積極化し、福祉サービスを円滑に利用でき、そして地域へ定着できるよう支援を行っています。

2 地域社会との交流

被保護者が健全に社会復帰するためには、地域社会の理解と協力が不可欠であり、更生保護女性会の協力のもとで行う「七夕会」「お月見会」「クリスマス会」「餅つき」などの行事は、地域住民の方々との貴重な交流の場であり、被保護者の円滑な社会復帰の一助となっています。

3 受入れの実績と課題

令和5(2023)年度の入所者は、実人員48人(すべて保護観察所からの委託)・延人員3,968人で、収容率は54.2%となっています。

一般刑法犯の検挙者数が減少した関係で入所者、収容率は低下する中、薬物依存を抱える者や高齢受刑者で再犯を繰り返す者などの処遇の困難な者が、社会から取り残されつつあり、このような者を積極的に保護できる処遇体制づくりが喫緊の課題となっています。

□問い合わせ先

津保護観察所 059-227-6671

◆◆三重県更生保護女性連盟◆◆

●三重県更生保護女性連盟の組織と役割

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

保護司組織とおおむね同様に、全国組織としては、日本更生保護女性連盟があり、各地方更生保護委員会および都道府県単位で、更生保護女性連盟があるとともに、各都道府県内には、地区更生保護女性会があります。

県内には、三重県更生保護女性連盟のほか、次の15地区会があります。

(桑名市、員弁地区、四日市、三重郡、鈴鹿市、亀山、津市、松阪、多気町、明和町、伊勢市、伊賀市、名張市、志摩市、尾鷲紀北)

●再犯防止に係る取組

犯罪をした者等の更生保護に対する理解と協力を得るための運動を展開しつつ、地域における更生保護の土壌を創りあげるための活動をしています。

例えば県内では、小学校や中学校の児童や生徒の登校時に校門前でのあいさつ運動を行ったり、「ほっとけない」という精神、「子育ては地域育て」という視点に立って、子育て問題を地域全体の問題として捉えながら、子育て中の親を対象とした子育て相談や親子ふれあい行事をはじめ、講演会やケース研究会、ミニ集会などを行ったりしています。

また、更生保護施設三重県保護会の入所者に「おふくろの味」を振る舞い、衣類を提供するなどの協力活動を行ったり、三重刑務所に花を定期的に届けたりするなど、活動の幅が広がっています。これらの活動のための資金造成として、「更女あられ」の販売も行っています。



親子ふれあい行事の様子



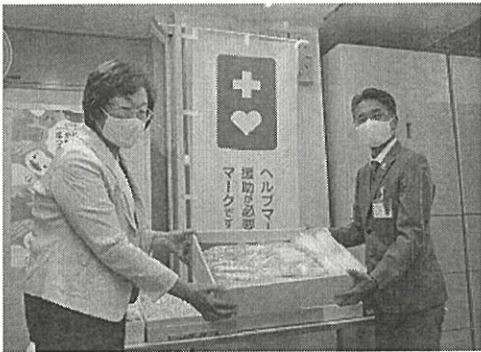
更生保護施設における食事作り



三重矯正展バザー



会員研修会



コロナ禍でのマスク寄贈 (左)県庁 (右)県児童相談センター



□問い合わせ先
津保護観察所 059-227-6671

◆◆三重県 BBS 連盟◆◆

●三重県 BBS 連盟の組織と役割

BBS(Big Brothers and Sisters Movement の略)は、さまざまな問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現をめざす青年ボランティア団体です。

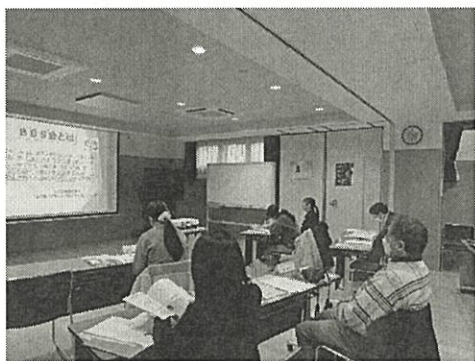
近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

保護司組織や更生保護女性会とおおむね同様に、全国組織としては、日本BBS連盟があり、各地方更生保護委員会および各都道府県単位で、BBS連盟があるとともに、各都道府県内には、地区BBS会があります。

※県内には、三重県BBS連盟のほか、次の6地区会があります。(四日市、鈴鹿市、津、松阪市、伊賀市、名張市)

●再犯防止に係る取組

非行に陥ったり、生きづらさを抱えたりしている子どもや若者に、一定期間継続的に寄り添い、立ち直りや再チャレンジを支える「ともだち活動」が代表的な活動ですが、県内では、児童養護施設や児童自立支援施設でのボランティアや、地域の子どもの向けの各種イベントを企画・実施するなどしています。また、保護司や更生保護女性会員と共に、社会を明るくする運動などの犯罪予防活動にも従事しています。



新会員研修



津少年鑑別所見学

□問い合わせ先

津保護観察所 059-227-6671

◆◆三重県就労支援事業者機構／協力雇用主会◆◆

●三重県就労支援事業者機構／協力雇用主会の組織と役割

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立および社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主です。

協力雇用主になるためには、保護観察所への登録が必要となります。

また、経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考えから、経済諸団体や大手企業関係者等により、認定NPO法人全国就労支援事業者機構が設立されるとともに、都道府県単位のNPO法人就労支援事業者機構が設立されています。

都道府県の就労支援事業者機構では、協力雇用主に対する助成および顕彰、犯罪者等に対する協力雇用主情報の提供、犯罪者等の雇用における円滑な受入れと定着のための支援事業、協力雇用主の増加を図る取組、犯罪予防を図るための啓発・広報等を行っています。

県内には、NPO法人三重県就労支援事業者機構のほか、全16保護区に協力雇用主会があります。

●再犯防止に係る取組

1 NPO法人三重県就労支援事業者機構の取組

特定非営利活動(NPO)法人として、平成21(2009)年10月21日に三重県知事の認証を受け、NPO法人三重県就労支援事業者機構としての事業を開始し、15年が経過したところです。

平成18(2006)年に法務省と厚生労働省との連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が実施されたことに伴い、平成21(2009)年3月末に101事業所であった協力雇用主について、津保護観察所と連携の上で三重県保護司会連合会に協力を依頼し、県内全16保護区の保護司会が、保護司の中から数名を就労支援委員に指名し、協力雇用主として継続して登録する意思を確認しました。

その上で協力雇用主の新規開拓を依頼した結果、平成22(2010)年8月末までに、県内全16保護区に協力雇用主会が発足し、令和6(2024)年10月1日現在で385事業所が、協力雇用主として登録されています。

一方、当機構の役員となっている経済団体等の方々における更生保護事業に対する認識も深まるとともに、津保護観察所、県内各ハローワークおよび三重刑務所との連携により、協力雇用主の雇用実績の向上に努めた結果、令和6(2024)年10月1日現在で10事業所が、刑務所出所者等の雇用に至っています。

また、平成27(2015)年7月から、全国就労支援事業者機構から助成を受け、就労支援スタッフを配置して協力雇用主と共に被雇用者に対するアフターケアの強化を図っており、平成28(2016)年4月からは、三重刑務所を中心とした矯正施設やハローワークから、満期出所者の中で就労支援を希望する対象者の情報を

得て、協力雇用主のもとでの就労につなげています。さらに、令和6(2024)年7月1日からは、国の委託により、就職活動を支援し、就職後も職場定着できるよう継続的に寄り添い型の支援を行う事業を実施する更生保護就労支援事業所を開所しました。

2 協力雇用主会の取組

各保護区保護司会の協力を得て、平成22(2010)年8月末までに県内全16保護区において、更生保護協力雇用主会の発足に至りました。

各保護区保護司会と連携して総会や研修等を実施するとともに、協力雇用主の多業種にわたる新規開拓や雇用実績の向上を図っています。

□問い合わせ先

津保護観察所 059-227-6671

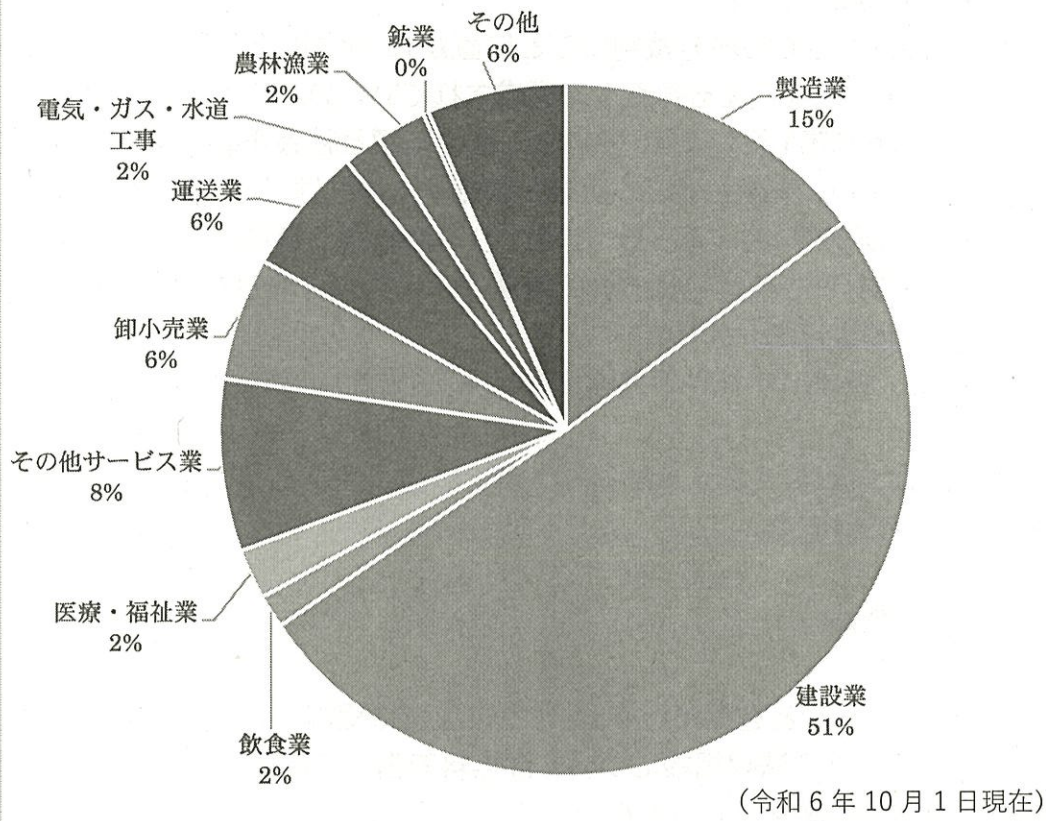
〔三重県内の各地区更生保護協力雇用主会の状況〕



(令和6年10月1日現在)

計 385事業所

協力雇用主数（事業所数 計 385）



◆◆三重弁護士会◆◆

●三重弁護士会の組織と役割

弁護士会は、原則として各地方裁判所ごとに置かれ、全国に52会あります。そのうち、三重県内に事務所を構える弁護士で構成されているのが三重弁護士会です。

弁護士は、弁護士法第1条により、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とするとされていますが、弁護士がその使命を果たすためには、国家権力による不当な介入を防ぐ必要があります。そこで、弁護士の資格審査や懲戒は弁護士会のみが行うこととし、裁判所や法務省などの公的機関からの監督を受けないことになっています。これを「弁護士自治」といいます。

他方、弁護士は、必ずいずれかの弁護士会に入会しなければ業務を行うことはできません。

私たち三重弁護士会は、このような弁護士自治の重要性を認識し、日々、市民の皆様のために活動しています。

●再犯防止に係る取組

(1)各種法律相談

法律相談センターなどを開設して、さまざまな法律相談を行っています。特に、多重債務を内容とする法律相談については無料で相談に応じており、貧困が原因で罪を犯した者の支援をしています。

(2)スクールロイヤー制度

生徒間のトラブルや生徒指導上の諸課題に対し、学校からの要請に基づき法的援助を行い(スクールロイヤー制度)、いじめ・非行の未然防止に取り組んでいます。

(3)生活保護の申請手続きの代理業務

日本弁護士連合会の援助制度により、生活保護の申請手続きに原則無償で弁護士による代理業務を行っています。

貧困が原因で罪を犯した者、または刑事施設からの退所者で生活の基盤が確保されていない者の生活を支援することで、再犯防止に寄与しています。

□問い合わせ先

三重弁護士会 059-228-2232(代表)

法律相談センター 予約電話番号 059-222-5957(津、伊勢、松阪、名張)

059-352-1756(四日市)

◆◆三重ダルク◆◆

●三重ダルクの組織と役割

三重ダルクは平成 11(1999)年に開設されたアディクション(依存症)の人たちのための集まりです。当初は薬物に問題を抱える人が主な対象でしたが、26 年前にこの団体を開設した理由は、「誰か一人くらい地域社会に味方がいないと、薬物をやめることも、新しい人生をやり直すことも、その人ひとりでは難しい」と考えたことにあります。当時、国内で「依存症」という言葉は、今ほど広く一般には使われていませんでした。特に薬物に関しては、「薬物乱用」「薬物中毒」など、非常に怖いイメージで扱われ、社会からは敬遠の対象となっていました。それは三重県も同様でした。今もその傾向がないとはいえませんが、当時は薬物依存などの問題を抱える人たちを実際に積極的に受け入れ、支えようとする個人や団体はほとんどなかったのです。

三重ダルクは開設以来、アディクション(依存症)および、それに関連する諸課題を抱える人に心理的・社会的な支援をとおして、回復のための安心できる居場所を提供してきました。具体的には、「暮らしの支援」「自分の問題を振り返り、新しい解決法を見つける支援」「これからの生活に必要なサポート」などです。ダルクの目的は、課題となる依存問題からの手助けをしながら、その人らしい自立した生活が送れるようアディクション(依存症)に代わる新しい生き方(回復)の生きたモデルを提案し、相互変容の関係性から参加者の自尊感情を育てていくことで、参加者一人一人が自己肯定しながら豊かな社会生活を送れるよう支援することです。

ダルクの取組の結果として、ダルクを出たあともその人の回復が続くようであればなりません。ダルクにいる内から夜間行われる自助グループに通う習慣を身につけ、そこに根づくことが大切です。そのために私たちは日中はダルクの活動だけでなく、三重ダルクに集まってきた人たちと共に夜の時間帯に県内の各地に自助グループ(NA)を立ち上げていきました。NA とは、アメリカ発祥であり、依存症の分野では世界的なスタンダードになっている AA(アルコールクス・アノニマス)のやり方を用い、同じ経験をした人たち同士が経験や希望を分かち合う自助グループのことです。この自助グループは平成 17(2005)年ごろまでには、四日市から松阪、伊勢、名張にまで会場を広げることができました。これらのグループ会場はいま現在ダルクにいる人たちやダルクを卒業した人たちによって、維持されています(伊勢、名張は現在閉鎖中)。

つまり、ダルクがあることは、県内に自助グループの回復者メンバーが増えていくことを意味します。その結果、ダルクを利用しない人たちにとっても回復のチャンスが増えていきます。これが私たちの開設当初よりの願いであり、目的なのです。さらに現在は、薬物だけでなく、アルコールやギャンブル、盗癖などに依存する人た

ちに対しても支援の範囲が広がっています。その結果、アルコールやギャンブルの自助グループも発展していくことになります。地域でひとりの回復者が生まれることは、さらに多くの人の回復のチャンスが生まれることなのです。

もっとも、自助グループのやり方だけではうまくいかない人もいます。アディクション(依存症)の人の中には、トラウマや精神疾患を抱える人もいます。このような場合は医療機関と連携して支援することになります。ただし、アディクション(依存症)そのものが精神疾患とは考えません。医療機関への通院がなく回復していく人はたくさんいます。アディクション(依存症)の人たちは精神科の薬への依存も形成しやすく、注意が必要です。

さらに、もともと知的障がいや発達障がいの人たちもいます。この人たちとの関わりの中で立ち上げたのが、就労継続 B 型事業所です。薬物やお酒、ギャンブルが止まったあと、いわゆる一般就労が難しい人や社会に対して不安のある人などが、慣れたダルクの中で段階的な就労することができます。ここから自信をつけて一般就労につながる人も大勢います。

三重ダルクでは学業に関する支援も行なっています。アディクション(依存症)の人たちは子どもの頃から虐待を受けていたり、貧困を含む能力的・環境的な制限のために十分な教育を受けられなかった人もたくさんいます。ダルクでは、高校進学だけでなく、専門学校、大学へのチャレンジをサポートしています。日常的な学業サポートはもちろん、心理的、経済的サポートも行っています。なにより、ダルクの中に同じチャレンジをしている他メンバーがいるため、卒業まで到達することが多いです。三重ダルクのスタッフは、ピアスタッフ、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、栄養士、ヨガセラピストなどです。

三重ダルクでは、年間 約 500～600 件の相談および直接支援を行っています。また、依存症・家族への直接支援だけでなく、関連する諸問題の解決のための資源構築、講師派遣、政策提言を行い、地域におけるネットワークの構築を進めています。精神科病院や福祉施設、刑務所や保護観察所等の関係機関との連携にも積極的に取り組んでいます。平成 18 (2006)年より、三重県こころの健康センターとの協働で「依存症ネットワーク事業」を展開し、県内の支援専門機関に対する依存症への理解のためのネットワーク会議等を行っているとともに、同じく平成 18 年(2006)年から三重刑務所における「薬物依存離脱指導教育」への講師派遣、さらに平成 23 (2011)年からは、津保護観察所の「引受人会」への講師派遣も行っています。

◆◆日本財団職親プロジェクト東海三重支部◆◆

●日本財団職親プロジェクト東海三重支部の組織と役割

日本財団の提唱する「職親」とは官民連携で出所者が再び罪を犯さぬよう『職の親』となり自立更生を推進する活動です。(令和 6(2024)年 12 月現在、全国で 526 社が企業登録し、雇用数は 910 人です。)

三重支部は全国で 12 番目の支部として令和6(2024)年 3 月に発足しました。

令和 6(2024)年 3 月に発足した東海三重支部では『過去は変えられないが、自分と未来は変えられる』をスローガンに出所者・出院者の『職の親』となり社会の居場所を創ることをめざしています。

「令和 2 年度犯罪白書」では再犯者率は平成9(1997)年以降上昇し、令和 2(2020)年では 49.1%と出所者の約半数が再犯で収監されています。

また、「平成 30 年保護統計年報」によると、再犯を犯した時の有職者と無職者の割合は 3:7 とのことです。

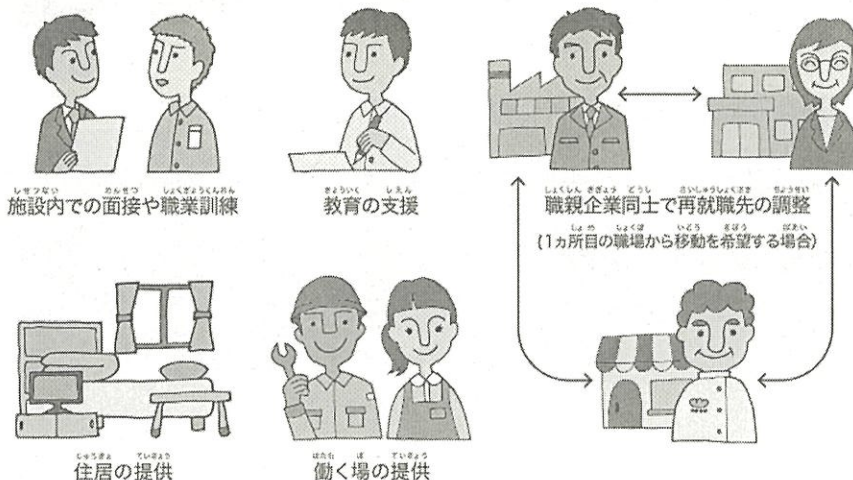
彼らの自立更生が再犯の抑止となり、この社会から犯罪を少しでも減らし、加害者のみならず被害者の抑制につながる社会、加えて企業の社会貢献、労働力の確保にもつながる『三方よし』の互惠活動として支援モデルの輪を広げていきます。

●再犯防止に係る取組

(1)職親プロジェクトの取組

①対象者(刑務所出所者等)へのサポート

- ・採用面接や施設での面会をサポート
- ・生活用品や必要な道具をそろえる
- ・各種技能資格の習得、講習会の受講
- ・自動車免許の取得
- ・高卒認定試験の受験
- ・教育プログラムの受講 など



②企業へのサポート

- ・職親企業登録時の入会支援
- ・採用から雇用、定着における求人支援
- ・定期的な連絡会議やシンポジウムの開催
- ・全国の職親企業との情報共有 など

(2)職親プロジェクト東海三重支部の活動内容

・支部発足後は企業間の連携で受刑施設での仕事フォーラムに参加し、出所出院後の就労や住居の説明や受刑者からの質問に答える形で支援活動を実践。

令和6(2024)年度は三重刑務所(7月)、瀬戸少年院(9月)での同フォーラムへの参加や、その他各所矯正展参加などへ有志企業が出向いております。

また並行して刑期終了が近づいた出所予定者への面談や面接なども実施しました。

・職親プロジェクト関西支部や同福井支部の連絡会議へ参加。

活動情報や団体としての取組計画などの情報共有し、支部企業はもとより県内の関係機関や行政団体も含めた『(第1回)職親三重支部連絡会議』を以下の通り開催。



□連絡先

日本財団職親プロジェクト東海三重支部事務局

〒520-0846 四日市市大井の川三丁目 28 番地 (株)トーカイ 内

電話 059-346-5533 FAX 059-346-5537

e-mail info@kk-tokai.co.jp

用語集【50音順】

○おしごと広場みえ

安定した就職を希望するおおむね 34 歳以下(マイチャレ三重:就職氷河期世代はを中心とする中高年世代はおおむね 35 歳から 59 歳まで)の方を対象に、就職相談やセミナーなど、さまざまな支援をワンストップで行うことができる場所(通称:ジョブカフェ)です。

【おしごと広場みえホームページより】

○救護施設

身体や精神の障がいや、何らかの課題(生きづらさ)を抱えていて、日常生活を営むことが困難な方たちが利用している福祉施設です。

利用者一人ひとりのその人らしい豊かな生活の実現に向けて、日常生活支援や生産活動等をとおして生活の基盤を整え、就労や地域生活移行など、利用者の目標や意向に沿ってそれぞれの自立をめざした取組を行っています。

県内には3施設あります。

【全国救護施設協議会ホームページより】

○教育支援センター

各地域の教育委員会が開設する、児童生徒一人ひとりに合わせた個別学習や相談を行う場所です。

市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

【文部科学省(2023):誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLO プラン関連の用語より】

○居住支援連絡会

住まいの確保が難しい方(住宅確保要配慮者)に対し、トラブル仲裁や緊急対応の案内といった、必要な支援を行うことを目的に、不動産関係団体、民間の居住支援団体、行政が協力して設立した団体です。令和6年3月現在、29団体が参加しています。

高齢者などの入居を断らない民間賃貸住宅や不動産店に関する情報を提供するとともに、さまざまな支援をおこないます。このことにより、住まい探しにお困りの方が安心して住まうことができ、かつ家主が安心して住まいを提供できるようにします。

なお、居住支援団体は、入居者にルール・マナーの指導、緊急時の通報対応、通訳の派遣、入居者と家主との間のトラブル仲裁等を行い、行政では、高齢者などの支援を行う団体、高齢者などの入居を断らない賃貸住宅、高齢者などに積極的に物件を紹介する不動産店をホームページで公開します。また、住まいの相談に訪れた方に対して、居住支援団体等の紹介を行います。

【三重県ホームページより】

○子ども・若者育成支援強調月間

内閣府が主唱する「子ども・若者育成支援強調月間」に呼応し、期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業を集中的に実施することにより、県民の子ども・若者育成支援に対する理解を深め、各種活動への積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着化を図ります。

【三重県ホームページより】

○コレワーク(矯正就労支援情報センター)

前科があるなどの理由から、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者や少年院在院者の就労を支援するために設置されました。

犯罪や非行をした人の中には更生したいという強い気持ちを持つ人が多くいます。しかし、更生するには自分自身の気持ちだけではなく、安定した収入を得て自立した生活を送ることや、立ち直りを励ましてくれる人の存在がとても重要となっています。罪を犯した人が、「職場」という居場所を見つけ立ち直るために、新しい仲間として迎え、雇用していただける皆さんの理解とお力添えが必要です。

コレワークは、そのような犯罪や非行をした人を雇用していただけるよう雇用に関するご相談の対応やそのサポートをする機関です。

【法務省ホームページより】

○児童自立支援施設

不良行為をした、またはそのおそれのある児童および家庭環境などの理由により生活指導などを要する児童が入所、または保護者のもとから通い、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行ってその自立を支援する施設です。かつては「教護院」と呼ばれていましたが、1998年に名称が変更されました。

具体的には、窃盗や浮浪、性的悪戯、傷害、恐喝、暴力、乱暴、反抗、怠学など反倫理的、または反社会的な不良行為、もしくはそのような不良行為のおそれのある児童などに対し、適切な生活と教育の環境を与え、その行動を改善するため、児童自立支援専門員や児童生活支援員による生活指導、教諭による学校教育を中心に自立支援を行います。

ただし、この施設は非行児童の心理的な矯正や懲罰を科すところではなく、あくまでも家庭的な小さな集団の中で情緒の安定を図る一方、生活や学習への積極性を育み、職業生活への関心を高めることにより児童の社会的な自立を助長するところに目的があります。

【独立行政法人福祉医療機構ホームページより】

○住居確保給付金の支給

離職された方や、やむを得ない休業等により収入が減少した方で、一定の要件を満たす方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。

なお、令和7年4月からは、家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用も支給の対象になります。

【厚生労働省ホームページより】

○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)

住宅セーフティネット制度に基づき登録される、住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に配慮が必要な方)の入居を拒まない賃貸住宅のことです。

都道府県等では、その登録された住宅の情報を、住宅確保要配慮者等に広く提供しています。

【三重県ホームページより】

○就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

【一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークのホームページより】

○障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面および生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進および安定を図ることを目的として、全国に設置されています。

令和6年4月1日現在、三重県では9箇所に設置されています。

【厚生労働省ホームページより】

○少年警察学生ボランティア(名称:若樫サポーター)

平成23年度から、少年の非行防止および健全育成に意欲と熱意を有し、少年と年齢の近い立場にある学生(大学生・短期大学生・専門学校生)を少年警察学生ボランティア「若樫サポーター」として委嘱し、少年の立ち直り支援や広報啓発等の活動をしています。

【三重県警察本部ホームページより】

○少年警察協助手員

少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、非行少年等に対する継続的な指導・助言により立ち直りの支援、街頭パトロールによる少年の補導や少年を取り巻く有害環境の発見、危険箇所の点検等のほか、非行防止のための広報啓発や少年の健全育成に関する相談も行っています。

身分は警察署長から委嘱を受けています。

【三重県警察本部ホームページより】

○少年警察ボランティア

少年の非行防止と健全育成を進めるためには、警察や関係機関の活動だけではなく、地域住民自らが「地域の少年は地域で育てる」という意識を持って自発的な取組を行っていただくことが大切です。

警察では、地域の方々を「少年警察協助手員」「少年指導委員」「少年警察学生ボランティア」として委嘱し、少年の非行防止および健全育成のための活動に当たっていただいています。これらの方々を総称して「少年警察ボランティア」と呼んでいます。

警察では、少年警察ボランティアを少年の健全育成のための重要なパートナーと位置づけており、協力して街頭補導活動や相談活動等の諸活動を推進しています。

【三重県警察本部ホームページより】

○少年サポートセンター

少年非行を防止し、少年の健全育成を図るためには、非行の入口となり得る不良行為の早期認知、非行少年、不良行為少年およびその家族に対する早期の指導・助言、少年の規範意識の形成の促進、非行少年の立直り支援、少年非行に対する社会全体の問題意識の醸成等が重要であるほか、少年が犯罪等により被害を受けた場合には、被害少年およびその家族に対し、早期の支援を行うことが重要です。

こうした活動は、専門的知識を有する者が継続的に行うことが必要であるため、警察は、少年補導職員や少年相談専門職員を中核とする少年問題に関する専門組織である「少年サポートセンター」を全都道府県警察に設置しています。

少年警察ボランティア等との共同での補導活動(盛り場や公園等での日常的な補導活動等)や関係機関・団体等とのネットワークの構築(関係機関や団体等との日常的な情報・意見交換等)、情報発信活動の充実強化(学校等での薬物乱用防止や非行防止教室の開催等)などを行っています。

県内では県警察本部内に少年サポートセンターを設置するほか、北勢(四日市南警察署)、中勢(県警察本部)、南勢(伊勢警察署)、伊賀(名張警察署)の4センターが設置されています。

【警察庁ホームページ、三重県警察本部ホームページより】

○少年指導委員

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき委嘱され、飲酒や喫煙をしている少年や風俗営業所等の客として出入りし、または付近を徘徊している18歳未満の少年、その他少年の健全な育成に障害があると認められる行為を行っている少年の補導を行うほか、風俗営業等を営む者等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行っています。

また、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導、その他の援助を行うほか、少年の健全な育成に役立つ施策、活動への協力を行っています。

身分は、三重県公安委員会から委嘱を受けています。

【三重県警察本部ホームページより】

○自立相談支援機関

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者および生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供および助言をし、ならびに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的および計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る機関です。

なお、各福祉事務所設置自治体が、直営または委託により運営しています。

【厚生労働省の生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱より】

○スクールカウンセラー

心理に関する専門的知見を有する者として、主に児童生徒、その保護者、教職員へのカウンセリング、アセスメント、コンサルテーションを行います。

主な資格要件としては、臨床心理士や公認心理士があります。

【総務省ホームページを参考に三重県が作成】

○スクールソーシャルワーカー

福祉の専門性を有する者として、主に児童生徒のニーズの把握・支援、保護者への支援、学校や地方公共団体への働きかけを行います。

主な資格要件としては、社会福祉士、精神保健福祉士があります。

【総務省ホームページを参考に三重県が作成】

○生活保護受給者等就労自立促進事業

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施しています。

【厚生労働省ホームページより】

○青少年の非行・被害防止全国強調月間

内閣府において、昭和 54 年度以来、毎年7月を「青少年を非行から守る全国強調月間」として実施してきましたが、平成 22 年度に、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきています。

令和5年度からは、こども家庭庁へと移管され、青少年を取り巻く環境の変化をふまえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施しています。

【こども・家庭庁ホームページより】

○青少年非行防止活動強化期間

地域の実態に応じて青少年の非行問題に対応し、「地域の子どもは地域で育てる」という気運の熟成をめざして、小学校、中学校、高等学校の夏季休業日に応じて強化期間を設定しています。

期間は、7月1日から8月31日までです。

【三重県ホームページより】

○地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

【厚生労働省ホームページより】

○地域若者サポートステーション(通称:サポステ)

地域若者サポートステーション(通称:「サポステ」)では、働くことに悩みを抱えている15~49歳までの皆さんを対象に、就労に向けた支援を行う機関です。

厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがある民間団体などが運営しており、全国の方が利用しやすい「身近に相談できる機関」として、全ての都道府県に設置しています。

県内では津市、四日市市、伊勢市、伊賀市の4か所に設置されています。
【厚生労働省ホームページより】

○日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

事業の実施主体は都道府県(または指定都市)社会福祉協議会とし、窓口業務は市町村の社会福祉協議会等で実施しています。

【厚生労働省ホームページより】

○農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

近年、全国各地において、さまざまな形での取組が行われており、農福連携は確実に広がりを見せています。

【農林水産省ホームページより】

○発達障害者支援センター

発達障害者支援センターは、発達障がい児(者)への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。都道府県・指定都市自ら、または、都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営しています。

発達障がい児(者)とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児(者)とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。県内には2つのセンターがあります。

【国立障がい者リハビリテーションセンターホームページ「発達障害情報・支援センター」より】

○法務少年支援センター

少年鑑別所は、少年の健全育成を担う法務省所管の国の機関として、昭和24年の少年法施行以来、長きにわたり、非行等のある少年たちと向き合ってきました。

これまで私たちが培ってきた専門的な知識や技術を活用して、地域社会の非行・犯罪の防止に貢献するため「法務少年支援センター」という名称で、地域の相談機関の一つとして活動を行っています。

【法務省ホームページより】

○学び直しへの支援事業

高校等を中退して再入学する場合、卒業するまでに就学支援金の支給期間 36 月（定時制・通信制の場合 48 月）を超えてしまう場合があります。その場合、最長 2 年（24 月）まで、就学支援金相当の支援を行う「学び直し支援制度」を実施しています。
【三重県教育委員会ホームページより】

○みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「MieCo」）

県内に在住する外国人等を対象に、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る相談を対面または電話にてワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う相談窓口です。

なお、この相談業務は、県が公益財団法人三重県国際交流財団に業務委託しています。

【三重県ホームページより】

○三重県薬物乱用対策推進本部

国における薬物乱用対策としては、厚生労働大臣を議長とする薬物乱用対策推進会議が設けられ、関係省庁が密接に連携して、薬物の乱用防止に向けた対応を講じています。

三重県は、薬物乱用対策推進地方本部として、本部長である知事のほか、次表内に示す各種関係機関の代表者等で組織する三重県薬物乱用対策推進本部を設置し、参加機関が相互に連携を図ることにより、三重県薬物乱用対策推進計画に基づく総合的な薬物乱用防止対策を実施しています。

【三重県ホームページより】

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

【法務省ホームページより】

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

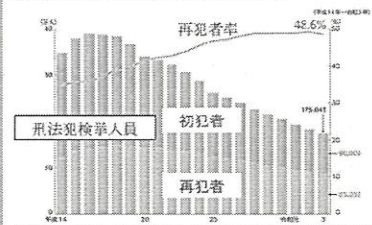
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



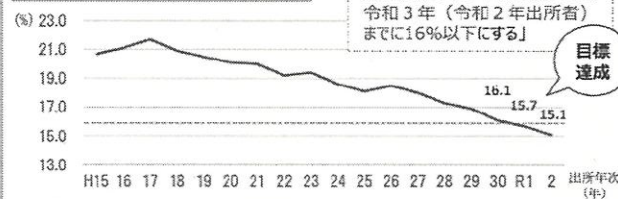
認知件数は戦後最少を更新
再犯者率は上昇傾向

- 平成28年12月「再犯防止推進法」公布・施行
 - 平成29年12月「再犯防止推進計画」閣議決定
- 7つの重点課題について、国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた取組の実施
 - 雇用ニーズに合わせた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用等の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予満のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察所少年の再犯者数及び再犯率